

# 西川町国土強靱化地域計画

令和4年9月

西 川 町



## 【目 次】

### I はじめに

- 1 計画策定の趣旨 . . . . . 1
- 2 計画の位置付け . . . . . 1
- 3 計画の期間 . . . . . 1

### II 西川町における国土強靱化の基本的な考え方

- 1 西川町における国土強靱化の理念 . . . . . 2
- 2 基本目標 . . . . . 2
- 3 強靱化を推進する上での基本的な方針 . . . . . 2
- 4 想定される大規模自然災害（本計画の対象） . . . . . 3

### III 脆弱性評価

- 1 脆弱性評価の考え方 . . . . . 5
- 2 「起きてはならない最悪の事態」の設定 . . . . . 5
- 3 評価の実施手順 . . . . . 7
- 4 評価の結果 . . . . . 7

### IV 強靱化に向けた施策推進方針

- 1 施策推進方針の整理 . . . . . 8
- 2 施策分野ごとの施策推進方針 . . . . . 8
  - (1)行政機能 . . . . . 9
  - (2)危機管理 . . . . . 11
  - (3)建築住宅 . . . . . 15
  - (4)交通基盤 . . . . . 17
  - (5)国土保全 . . . . . 18
  - (6)保健医療・福祉 . . . . . 19
  - (7)ライフライン・情報通信 . . . . . 20
  - (8)産業経済 . . . . . 22
  - (9)農林水産 . . . . . 23
  - (10)環境 . . . . . 24
  - (11)リスクコミュニケーション . . . . . 25

### V 計画の推進

- 1 計画の推進管理 . . . . . 27
- 2 計画の見直し . . . . . 27

【別表 1】 脆弱性評価結果 . . . . . 28

【別表 2】 「起きてはならない最悪の事態」ごとの施策推進方針 . . . . . 44

# I はじめに

## 1 計画策定の趣旨

東日本大震災の教訓を踏まえ、事前防災・減災と迅速な復旧・復興に資する施策を総合的、計画的に実施することを目的として、平成25年12月に、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」が制定された。

政府においては、基本法に基づき、平成26年6月に、国土の強靱化の指針となる「国土強靱化基本計画（以下「基本計画」という。）」を策定し、今後の大規模自然災害等に備え、強靱な国土づくりに向けた施策を推進している。

本町においても、今後想定される大規模自然災害から町民の生命と財産を守り、持続的な成長を実現するため、「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」を備えた「強靱な国土づくり」を推進するため、「西川町国土強靱化地域計画」を策定する。

## 2 計画の位置付け

本計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として策定するものであり、本町における強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進する基本的な計画となるとともに、強靱化に係る各種計画等の指針となる。

## 3 計画の期間

本計画が対象とする期間は、策定から概ね5年間とする。

## Ⅱ 西川町における国土強靱化の基本的な考え方

### 1 西川町における国土強靱化の理念

西川町における国土強靱化は、大規模自然災害等への備えについて、予断を持たずに最悪の事態を念頭に置き、従来の「防災」の範囲を超えて、まちづくり政策・産業政策も含めた総合的な対応を、長期的な展望に立って推進することとする。

### 2 基本目標

国土強靱化の理念を踏まえ、本計画の基本目標を以下のとおり設定する。

いかなる災害等が発生しようとも、

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 町及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧・復興

### 3 強靱化を推進する上での基本的な方針

基本目標の実現を図るため、事前防災及び減災その他迅速な復旧復興等に資する大規模自然災害等に備えた国土の強靱化に向け、過去の災害から得られた経験を最大限活用しつつ、以下の方針に基づき推進する。

#### (1) 国土強靱化の取り組み姿勢

- 本町の強靱性を損なう原因について、あらゆる側面から検討し、取り組みにあたること。
- 長期的な視点を持って計画的な取り組みにあたること。
- 本町の社会経済システムの有する潜在力、抵抗力、回復力、適応力を強化すること。

#### (2) 適切な施策の組み合わせ

- 災害リスクや地域の状況等に応じて、ハード対策とソフト対策を適切に

組み合わせて効果的に施策を推進すること。

- 「自助」、「共助」及び「公助」を適切に組み合わせるとともに、国、県、町、町民、民間事業者、NPOなど関係者相互の連携により取り組みを進めること。
- 非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫すること。

### (3) 効率的な施策の推進

- 町民の需要の変化等を踏まえるとともに、効果的な施策の実施に配慮して、施策の重点化を図ること。
- 既存の社会資本を有効活用することなどにより、費用を縮減しつつ効率的に施策を推進すること。
- 施設等の効率的かつ効果的な維持管理に資すること。

### (4) 地域の特性に応じた施策の推進

- 高い高齢化率、全国有数の豪雪地域であることなど、本町の特性に応じた取り組みを進めること。

### (5) 国土全体の強靱化への貢献

- 国土全体での代替性・補完性（リダンダンシー）の確保や、東京一極集中の是正等を促進することにより、国土全体の強靱化につなげていく視点を持つこと。
- 国土強靱化を実効あるものとするため、政府の取り組みとの連携を図ること。

## 4 想定される大規模自然災害（本計画の対象）

本計画は、過去に町内で発生した自然災害による被害状況、各種災害に係る発生確率や被害想定等を踏まえ、今後、本町に甚大な被害をもたらすと想定される自然災害全般を対象とする。

また、南海トラフ地震や首都直下地震など、広域な範囲に甚大な被害をもたらす町外における大規模自然災害についても、国土全体の強靱化の観点から、対象とする。

本計画で想定する主な自然災害については、以下のとおりである。

【想定される大規模自然災害】

町内／町外	自然災害の種類		想定する規模等
町内	大規模地震	内陸型	M7～8程度、最大震度7程度で建物被害、火災、死傷者が多数発生
	台風・梅雨前線等 豪雨 竜巻・突風	大規模水害	記録的な大雨等による大規模災害を想定。堤防の決壊や河川の氾濫による人的・物的被害等
		大規模土砂災害	記録的な大雨等による大規模災害を想定。土石流の発生や天然ダムの湛水・決壊による人的・物的被害等
		暴風災害	台風や竜巻、突風など大規模暴風災害による人的・物的被害等
	暴風雪・大雪・雪崩		記録的な暴風雪や大雪、大規模な雪崩による交通事故・障害、家屋の倒壊、人的被害等
	複合災害		複数の自然災害が同時期に発生する事態を想定。大規模な地震により被災した直後に豪雨災害が発生する等
町外	大規模地震・津波・水害		南海トラフ地震や首都直下型地震、太平洋沖地震(東日本大震災クラス)など、他市町村で発生する大規模地震・津波・水害による人的・物的被害等

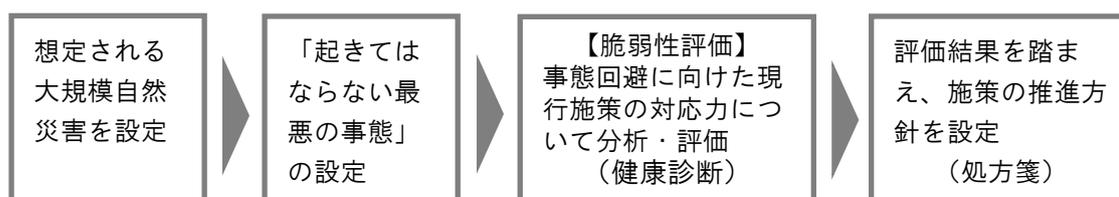
## Ⅲ 脆弱性評価

### 1 脆弱性評価の考え方

大規模自然災害等に対する脆弱性を分析・評価すること（「脆弱性評価」）は、国土強靱化に関する施策を策定し、効果的、効率的に推進していく上で必要不可欠なプロセスであり（基本法第9条第5号）、基本計画においても、脆弱性評価の結果を踏まえた施策の推進方策が示されている。

本町としても、国土強靱化に関する施策の推進に必要な事項を明らかにするため、国が実施した評価手法等を参考に、以下の枠組みにより脆弱性評価を実施する。

#### ○ 脆弱性評価を通じた施策検討の流れ



### 2 「起きてはならない最悪の事態」の設定

基本計画で設定されている8つの「事前に備えるべき目標」、及び45の「起きてはならない最悪の事態」をもとに、想定される大規模自然災害を踏まえるとともに、大都市に特有の事象の除外や本町の地域特性に応じた事象の追加、類似した事象の統合を行うなどして項目を整理し、8つの「事前に備えるべき目標」と35の「起きてはならない最悪の事態」を設定した。

【「事前に備えるべき目標」と「起きてはならない最悪の事態」】

事前に備えるべき目標(8)		起きてはならない最悪の事態(35)	
1	直接死を最大限防ぐ	1-1	地震等による住宅・建物・交通施設等(1-2の施設を除く)の倒壊や火災に伴う多数の死傷者の発生
		1-2	地震等による不特定多数が集まる施設の倒壊や火災に伴う多数の死傷者の発生
		1-3	突発的又は広域的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
		1-4	大規模な土砂災害(深層崩壊)等による多数の死傷者の発生
		1-5	暴風雪及び豪雪による重大事故や交通途絶等に伴う多数の死傷者の発生
		1-6	防災意識の欠如や避難準備の不足等による多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地での食料・飲料水、電力、燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
		2-3	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-4	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		2-5	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
		2-6	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	町内外の行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
		4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
		4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
5	経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下に伴う経済活動の停滞
		5-2	エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響
		5-3	基幹的交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
		5-4	食料等の安定供給の停滞
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1	電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)や石油・LPガスサプライチェーンの長期間にわたる機能の停止
		6-2	上水道や農業用水、工業用水の長期間にわたる供給停止
		6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
		6-4	地域交通ネットワークの長期間にわたる機能停止
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞等による交通麻痺
		7-2	ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生
		7-3	有害物質の大規模拡散・流出による被害の拡大
		7-4	農地・森林等の被害による国土の荒廃
8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-2	復旧・復興を支える人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-3	地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-4	幹線道路等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-5	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失
		8-6	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
		8-7	風評被害、生産力の回復遅れ等による地域経済等への甚大な影響

### 3 評価の実施手順

設定した35の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、関連する現行の施策（国、県、民間事業者など町以外が取り組み主体となるものを含む）の推進状況や課題等を整理し、事態の回避に向けた現行施策の対応力や課題について分析・評価を行った。

### 4 評価の結果

評価結果は、別表1のとおりである。

## IV 強靱化に向けた施策推進方針

### 1 施策推進方針の整理

脆弱性評価を踏まえ、「起きてはならない最悪の事態」ごとに施策とその目標指標を検討・整理するとともに、それを各課・公所等の所管する業務等を勘案して設定した11の施策分野に分類して、施策推進方針を取りまとめた。

（「起きてはならない最悪の事態」ごとの施策推進方針については、別表2のとおり。）

#### ○ 施策分野

- (1)行政機能、(2)危機管理、(3)建築住宅、(4)交通基盤、
- (5)国土保全、(6)保健医療・福祉、(7)ライフライン・情報通信、
- (8)産業経済、(9)農林水産、(10)環境、(11)リスクコミュニケーション

### 2 施策分野ごとの施策推進方針

上記の11の施策分野ごとの施策推進方針を以下に示す。

これらは、4つの「基本目標」及び8つの「事前に備えるべき目標」に照らし必要な対応を施策分野ごとに取りまとめたものであるが、それぞれの分野間には相互依存関係がある。このため、各分野における施策の推進にあたっては、適切な役割分担や必要な調整を図るなど、施策の実効性・効率性が確保されるよう十分に配慮する。

#### ※ 各施策タイトル右側の記載事項及び目標指標囲み内の記載事項について

- ( ) 内には、当該施策に関連する「起きてはならない最悪の事態」の番号を記載
- [ ] 内には、当該施策の取り組み主体（国、県、町、民間の4区分）を記載
- 《 》内には、当該施策が他の施策分野にも掲載されている場合に掲載先の施策分野を記載

## (1) 行政機能

### <行政機能>

#### (庁舎等の耐震化・維持管理等の推進) (1-2, 3-1) [町] 《建築住宅》

- 庁舎等の不特定多数が集まる町有施設については、新耐震基準により建築又は耐震改修が完了していることから、今後は西川町公共施設等総合管理計画に基づき施設の長寿命化を推進するとともに、計画的な維持管理・更新を行う。

#### (災害時に防災拠点となる施設の整備の推進) (1-1, 3-1) [町] 《建築住宅》

- 災害時に防災拠点となる施設の整備とともに、必要な資機材を整備し、機能の充実を図る。

#### (被害発生危険性の高い地域に立地する公共施設対策の推進) (1-2) [県、町]

- 被害発生危険性の高い地域内に立地する公共施設について、建物の構造や各種災害のハザードマップを確認し、改修による機能維持や施設建替え時の移転等による機能移転など、状況に応じた対策を進める。

#### (避難場所の指定、耐震化・設備整備の促進) (1-1) [県、町] 《危機管理》

- 災害対策基本法に基づく災害種別に対応した指定緊急避難場所及び指定避難所の指定に向けた取り組みを推進するとともに、指定にあたって必要となる施設や設備整備を行う。
- 福祉避難所の指定に向けた取り組みを促進する。
- 避難所の機能強化及び充実を図るため、引き続き、耐震化や良好な生活環境を確保するための設備整備の取り組みを促進する。

#### (業務継続に必要な体制の整備) (3-1) [町] 《危機管理》

- 地震等の大規模災害発生時に、迅速かつ的確に西川町地域防災計画に基づく応急対策業務や復旧復興業務に取り組みながら、町民生活に密着する行政サービスなど災害発生時にも必要とされる通常業務を維持するため、業務継続に必要な体制整備を進める。

#### (IT部門における業務継続体制の整備) (3-1) [県、町] 《ライフ・情報》

- 非常時でも情報システムによる業務の継続性を確保するための対策を講じるとともに、訓練等により定期的に計画内容の点検・更新を行う。

**(緊急車両、災害拠点施設に供給する燃料の確保)** (2-4, 3-1) [県、町、民間] 《危機管理》

- 石油及びLPGガス関係団体と締結した災害時における燃料等の供給に関する協定に基づき、優先的に供給する緊急車両や災害拠点施設等への燃料供給の確保を図る。

**(災害時における行政機関相互の通信手段の確保)** (1-6, 3-1, 4-1, 4-3) [県、町] 《危機管理》

- 大地震など大規模災害発生時の行政機関相互の通信手段を確保するため、県防災行政通信ネットワークの点検・訓練などを行う。

**(災害情報伝達手段の確保)** (4-2) [県、町、民間] 《危機管理》

- テレビ・ラジオ放送等が中断した際にも、町民に災害情報を提供できるよう、代替手段の整備やLアラート※、緊急速報メールの活用を促進する。また、SNS等による双方向通信機能の活用等により、効果的な情報伝達の確保を図る。

※ Lアラート…

[	災害関連情報の発信者である県・市町村と放送事業者等をインターネット上の	]
	共通基盤で繋ぎ、地域住民に迅速かつ効率的に情報提供を実施するもの。	

**(災害時における住民への情報伝達体制の強化)** (1-6, 4-2) [町] 《危機管理》《ライフ・情報》

- 災害時に、住民に対して防災情報や避難情報を迅速かつ確実に伝達する手段として非常に有効な同報系防災行政無線など情報一斉伝達システムについて適切な運用を図る。

**(災害情報の収集・伝達手段の確保)** (4-3) [県、町、民間] 《危機管理》

- 情報サービスを活用した情報収集が困難な場合でも、職員が災害現場で収集した情報等をパブリシティの活用による新聞等への掲載依頼や、避難所への情報掲出などを行い、限られた状況で収集した情報を住民に伝達する。

**(災害時における情報サービスが継続可能な体制及び設備の整備)** (4-3) [町、民間]

《危機管理》《ライフ・情報》

- 災害時における情報収集及び情報伝達を確実にするため、情報サービス事業者等におけるBCP（業務継続計画）や災害対応マニュアルの策定、訓練の実施等を推進するとともに、設備の損壊や電力供給の停止に備えた二重化やクラウド化等によるリダンダンシーの確保を促進する。

<広域連携>

**(大規模災害時における広域連携の推進)** (2-1, 3-1) [県、町、民間] 《危機管理》

- 大規模災害時における応急体制の迅速かつ円滑な確立のため、相互応援協定等を締結している自治体との情報共有を図り、災害に備え連携を強化する。

(支援物資の供給等に係る広域連携体制の整備) (2-1) [県、町、民間] 《危機管理》

- 大規模災害時における民間事業者からの物資調達等に関する協定を締結しており、引き続き、相手方と定期的な情報交換や緊急時連絡体制の確認を行う。

<消防>

(大規模災害時の消防力の確保) (2-3) [国、県、町]

- 大規模災害時には地域の消防力の不足が懸念されるため、消防団の災害対応能力の強化に向けた恒常的な訓練及び組織間の合同訓練の充実を図る。

(2) 危機管理

<洪水対策>

(洪水ハザードマップの作成及び更新) (1-3) [国、県、町]

- 洪水時の浸水想定区域を予め住民に周知するための洪水ハザードマップ作成及び更新の取り組みを促進する。

(避難指示等の具体的な発令基準の策定) (1-3) [町]

- 洪水時の住民の円滑かつ迅速な避難に資するため、引き続き、対象河川すべてに係る避難指示等の具体的な発令基準の策定・見直しを行い運用する。

(タイムラインの運用) (1-3) [県、町]

- 災害発生の事前予測がある程度可能な台風について、とるべき防災対応を時系列に沿ってまとめたタイムライン（事前防災行動計画）の運用により、被害の最小化を図る。

<土砂災害対策>

(防災施設の整備・維持管理) (1-4, 7-2) [国、県、町] 《国土保全》

- 防災施設の整備について、土砂災害発生箇所再度災害防止対策箇所などを重点的に推進する。

(土砂災害に対する警戒避難体制の整備) (1-4) [県、町] 《国土保全》

- 土砂災害防止法に基づき、県が行う基礎調査の実施及び土砂災害警戒区域等の指定と土砂災害ハザードマップを連動していくとともに、土砂災害を想定した避難訓練など、警戒避難体制の整備を推進する。

**(土砂災害に係る避難指示等の発令基準の策定) (1-4) [町]**

- 土砂災害の発生が予想される際の円滑かつ迅速な避難を確保するため、国の避難指示等に関するガイドラインの改定に基づき改定し運用する。

**(ため池の点検強化・ハザードマップ作成の推進) (7-2) [県、町] 《農林水産》**

- ため池の決壊による被害を未然に防止するため、ため池の点検を実施し、補強の必要なため池については順次整備を行う。
- 決壊すると多大な影響を与えるため池については、住民の避難に資する「ため池ハザードマップ」の作成・公表を推進する。

**<情報伝達機能>**

**(災害時における行政機関相互の通信手段の確保) (1-6, 3-1, 4-1, 4-3) [県、町] 《行政機能》**

- 大地震など大規模災害発生時の行政機関相互の通信手段を確保するため、県防災行政通信ネットワークの点検・訓練などを行う。

**(災害情報伝達手段の確保) (4-2) [県、町、民間] 《行政機能》**

- テレビ・ラジオ放送等が中断した際にも、町民に災害情報を提供できるよう、代替手段の整備やＬアラート※、緊急速報メールの活用を促進する。また、SNS等による双方向通信機能の活用等により、効果的な情報伝達の確保を図る。

※ Ｌアラート…  
〔 災害関連情報の発信者である県・市町村と放送事業者等をインターネット上の共通基盤で繋ぎ、地域住民に迅速かつ効率的に情報提供を実施するもの 〕

**(災害時における住民への情報伝達体制の強化) (1-6, 4-2) [町] 《行政機能》《ライフ・情報》**

- 災害時に、住民に対して防災情報や避難情報を迅速かつ確実に伝達する手段として非常に有効な同報系防災行政無線など情報一斉伝達システムについて適切な運用を図る。

**(災害情報の収集・伝達手段の確保) (4-3) [県、町、民間] 《行政機能》**

- 情報サービスを活用した情報収集が困難な場合でも、職員が災害現場で収集した情報等をパブリシティの活用による新聞等への掲載依頼や、避難所への情報掲出などを行い、限られた状況で収集した情報を住民に伝達する。

**(災害時における情報サービスが継続可能な体制及び設備の整備) (4-3) [町、民間]**

《行政機能》《ライフ・情報》

- 災害時における情報収集及び情報伝達を確実にするため、情報サービス事業者等におけるBCP（業務継続計画）や災害対応マニュアルの策定、訓練の実施等を推進するとともに、設備の損壊や電力供給の停止に備えた二重化やクラウド化等によるリダンダンシーの確保を促進する。

**(土砂災害緊急情報など避難に資する情報伝達体制の整備)** (7-2) [国、県、町]

《国土保全》

- 融雪や豪雨、巨大地震に伴う大規模地すべり等により天然ダムが形成された場合、決壊による二次災害の発生が懸念されることから、土砂災害緊急情報など避難に資する情報を、住民等に迅速に周知するための体制整備を推進する。

**<応急・復旧対策>**

**(業務継続に必要な体制の整備)** (3-1) [町] 《行政機能》

- 地震等の大規模災害発生時に、迅速かつ的確に西川町地域防災計画に基づく応急対策業務や復旧復興業務に取り組みながら、町民生活に密着する行政サービスなど災害発生時にも必要とされる通常業務を維持するため、業務継続に必要な体制整備を進める。

**(孤立危険性のある集落との通信手段の確保、ヘリコプター離着陸可能場所の確保)**

(2-2) [県、町]

- 孤立危険性のある集落において、道路の寸断等により孤立した場合に備えて非常用通信設備の整備を促進するとともに、急患や物資の輸送を行う際に必要となるヘリコプターの離着陸場所について引き続き確保を進める。また、孤立危険性のある集落の状況の把握に随時取り組む。

**(緊急車両、災害拠点施設に供給する燃料の確保)** (2-4, 3-1) [県、町、民間] 《行政機能》

- 石油及びLPガス関係団体と締結した災害時における燃料等の供給に関する協定に基づき、優先的に供給する緊急車両や災害拠点施設等への燃料供給の確保を図る。

**(大規模災害時における広域連携の推進)** (2-1, 3-1) [県、町、民間] 《行政機能》

- 大規模災害時における応急体制の迅速かつ円滑な確立のため、相互応援協定等を締結している自治体との情報共有を図り、災害に備え連携を強化する。

**(自衛隊・警察との連携)** (2-3) [国、県、町]

- 災害時の広域支援をより効果的に受け入れるため、自衛隊や警察と平常時から情報交換や訓練等を行うことにより、連携体制の強化を図る。

**(支援物資の供給等に係る広域連携体制の整備)** (2-1) [県、町、民間] 《行政機能》

- 大規模災害時における民間事業者からの物資調達等に関する協定を締結しており、引き続き、相手方と定期的な情報交換や緊急時連絡体制の確認を行う。

**（「道の駅」の防災拠点化の推進）（2-1）〔国、県、町〕《交通基盤》**

- 緊急輸送道路の沿線における道の駅について、大規模災害発生時に支援物資の集積場所や支援活動の拠点等として利用できるよう、防災拠点化を進める。

**（災害ボランティアの受入れに係る連携体制の整備）（2-1）〔県、町、民間〕《リスクコミ》**

- NPOやボランティアによる被災地支援活動の一層の充実に向け、西川町社会福祉協議会等との連携により、NPOやボランティアの受入体制の整備に向けた取り組みを促進する。

**（豪雪災害時の災害救助法の適用）（1-5）〔町〕**

- 豪雪時における家屋倒壊を防止するため、障害物（雪）の除去など、災害救助法の適用による豪雪災害への対応を図る。

**（被災者生活再建支援制度の拡充）（8-3）〔国、県、町〕**

- 大規模災害発生後、被災者が速やかに生活を再建するためには、被災者生活再建支援制度の活用が有効であり、制度の適用範囲や支給範囲について、一層の拡充に向けた取り組みを進める。

**<地域防災力>**

**（地域コミュニティの維持）（8-3）〔県、町、民間〕**

- 大規模災害時にお互いが支え合う「共助」は地域コミュニティの基盤であり、各地区と連携し、町民が主体となった地域課題解決に向けた取り組みの支援や地域の拠点づくりの支援など、地域コミュニティの維持やその活力を向上する取り組みを通して、平時から町民が互いに支え合う関係の維持や深化を図る。

**（自主防災組織の育成強化等）（1-6, 2-3, 4-2, 8-3）〔県、町、民間〕**

- 災害による被害を最小限にとどめるとともに、迅速な復旧復興を果たすためには住民間の地域防災活動の充実が不可欠であることから、その重要な役割を担う自主防災組織について、育成強化を促進する。
- 災害時に、自主防災組織が効果的に防災活動を行うために、防災に関する研修会や防災訓練の実施、出前講座の開催や防災資機材購入支援等を実施し、活性化を促進する。

**（避難場所の指定、耐震化・設備整備の促進）（1-1）〔県、町〕《行政機能》**

- 災害対策基本法に基づく災害種別に対応した指定緊急避難場所及び指定避難所の指定に向けた取り組みを推進するとともに、指定にあたって必要となる施設や設備整備を行う。

- 福祉避難所の指定に向けた取り組みを促進する。
- 避難所の機能強化及び充実を図るため、引き続き、耐震化や良好な生活環境を確保するための設備整備の取り組みを促進する。

**(食料等の備蓄) (2-1, 5-4) [県、町、民間] 《リスクコミ》**

- 家庭における備蓄については、町民に対して食料と飲料水の備蓄を要請しており、引き続き周知のための啓発活動を行う。
- 町における備蓄については、必要物資や必要数の把握につとめ、一定量の現物備蓄を計画的に行う。

**(文化財の保存と担い手の確保) (8-5) [県、町、民間]**

- 文化財を通じて地域住民がふるさとへの理解を深め、文化財継承の担い手として様々な活動に主体的に参画することが、文化財と地域社会の維持発展に不可欠であり、それぞれの文化財の実情に応じた適切な保存や防災対策等を進めるとともに、担い手の確保育成に取り組む。

**(3) 建築住宅**

**<施設・建築物等の耐震化・老朽化対策>**

**(庁舎等の耐震化・維持管理等の推進) (1-2, 3-1) [町] 《行政機能》**

- 庁舎等の不特定多数が集まる町有施設については、新耐震基準により建築又は耐震改修が完了していることから、今後は、西川町公共施設等総合管理計画に基づき施設の長寿命化を推進するとともに、計画的な維持管理・更新を行う。

**(災害時に防災拠点となる施設の整備の推進) (1-1, 3-1) [町] 《行政機能》**

- 災害時に防災拠点となる施設の整備とともに、必要な資機材を整備し、機能の充実を図る。

**(住宅・建築物等の耐震化の促進) (1-1) [国、県、町、民間]**

- 町内の住宅や多数の者が利用する建築物等について、国の制度を活用した支援や啓発活動の充実、耐震診断後のフォローアップなどきめ細かな対応により、耐震化を早急に進める。また、吊り天井など非構造部材の耐震対策を促進する。

**(不特定多数の者が利用する建築物等の耐震化の促進) (1-2) [国、県、町、民間]**

- 不特定多数の者が利用する建築物等については、地震等により損壊・倒壊した場合の影響が非常に大きくなるため、全ての建築物の耐震化を目指した取り組みを進める。

- 民間建築物については、国の制度を活用した支援や啓発活動の充実などの対応により耐震化を促進する。特に、耐震診断が義務付けられたホテル・旅館等の民間の大規模建築物については、耐震診断結果に基づく対応を促進する。

#### **(公営住宅の老朽化対策の推進) (1-1) [町]**

- 公営住宅等の老朽化対策については、入居者が安全で快適に居住できる住宅の確保を図るため、西川町公営住宅等長寿命化計画に基づき、計画的なストック管理（修繕、改善等）を推進する。

#### **(義務教育施設の老朽化対策の推進) (1-1) [町]**

- 大規模災害時に避難所として利用する小中学校等義務教育施設については、老朽化対策として計画的な修繕・維持管理を行う。

#### **(緊急輸送道路等の避難路沿道建築物の耐震化の促進) (1-1, 1-2, 7-1) [国、県、町]**

- 救急救援活動等に必要な緊急輸送道路や避難路について、被災時において避難や救助を円滑かつ迅速に行うために沿道建築物の耐震化を促進する。

### **<その他対策>**

#### **(応急仮設住宅の供給方針の整備) (8-6) [国、県、町、民間]**

- 応急仮設住宅を迅速に供給するため、応急仮設住宅の建設に関する協定の締結を図り、間取りや仕様について方針を定め、有事の際の応急仮設住宅の供給を円滑化する。

#### **(空き家対策の推進) (1-1) [県、町]**

- 大規模災害発生時に、空き家の倒壊による道路の閉塞や火災発生などを防止するため、西川町空家等対策計画に基づき、県等との連携による総合的な空き家対策を推進する。

#### **(家具の転倒防止対策の推進) (1-1) [町、民間]**

- 大規模地震発生時に、家具転倒による人的被害を防止するため、町民に対する啓発活動の充実など、家具転倒防止対策を推進する。

#### **(事業所・店舗における棚等の転倒防止対策の推進) (1-2) [町、民間]**

- 大規模地震発生時に、事業所執務室の書棚や店舗の陳列棚等の転倒による人的被害を防止するため、事業所等に対する啓発活動の充実など、事業所や店舗における棚等の転倒防止対策を推進する。

## (4) 交通基盤

### <高速交通網整備>

#### (高速道路等へのアクセス道路の整備) (5-3,8-4) [国、県、町、民間]

- 被災地や防災拠点等への速やかなアクセスを可能とする高速道路等へのアクセス道路の整備を進める。

### <道路関係防災対策>

#### (緊急輸送道路等の整備・確保) (1-1,2-1,2-4,7-1,8-4) [国、県、町]

- 食料・飲料水等、生命に関わる物資供給や救急救援活動、迅速な復旧復興等に必要な緊急輸送道路や避難路について、国や県、高速道路管理者と連携を図り整備を推進するとともに、無電柱化や落石等危険箇所の防災対策、橋梁の耐震補強、雪崩・防雪施設の整備、道路を跨ぐ各種施設・トンネル及びスノー（ロック）シェットの長寿命化を推進する。

#### (道路施設の防災対策・耐震化・老朽化対策の推進) (5-3,6-4) [国、県、町]

- 道路施設の防災対策について、落石崩壊、岩石崩壊や雪崩などの道路防災総点検の結果に基づき、引き続き計画的に対策工事を進める。また、橋梁の耐震化についても、緊急輸送道路等の橋梁を中心に計画的に対策工事を実施する。
- 橋梁をはじめとした道路施設等の老朽化対策については、各施設の長寿命化修繕計画に基づき、計画的な維持管理・更新を実施する。

#### (孤立集落アクセスルートの確保) (2-2) [国、県、町]

- 被災時において、孤立集落の発生を防ぐため、孤立集落へのアクセスルートにおける落石等危険箇所の防災対策工事、雪崩・防雪施設の整備、橋梁の耐震補強工事、道路を跨ぐ各種施設、トンネル及びスノー（ロック）シェットの長寿命化を推進する。

#### (路線バス等地域公共交通の確保) (6-4) [県、町、民間]

- 災害発生に伴い道路等が寸断され、バス路線等地域公共交通の運行が困難な場合、道路管理者とバス事業者との情報共有化を図り、代替路線による迂回路運行を早期に行うなど臨機応変な運行を行い、地域公共交通を確保するため、平時から関係機関等との連携構築等を図る。

### <豪雪対策>

#### (暴風雪時における的確な道路管理の推進) (1-5) [国、県、町]

- 暴風雪時には、豪雪対策本部または豪雪対策連絡本部を設置し、関係機関連携

のもと迅速かつ的確な道路管理を行う。また、災害発生時においては各道路管理者による応急復旧や道路啓開により早期に交通路を確保する必要があるため、平時から関係機関等との連携構築等を図る。

#### (道路の防雪施設等の整備・維持修繕・更新) (1-5) [国、県、町]

- 各道路管理者においては、道路防災総点検を踏まえた要対策箇所を中心に、雪崩防止柵、防雪柵など必要な防雪施設の整備や流雪溝等の除排雪施設の整備を重点的に進めているが、気象条件の変化による新たな対策必要箇所と併せて整備を促進する。
- 豪雪時は、除排雪作業や凍結融解等により道路施設等の損傷が著しくなるため、これら施設の維持修繕・更新を促進する。

#### (道路の除雪体制等の確保) (1-5) [国、県、町]

- 安定的な除雪体制を確保する上で、各管理者の財政事情や除雪作業を請け負う事業者の経営環境の悪化、除雪機械の老朽化など多くの課題があり、これらの課題を踏まえた総合的な対策を検討する。

### <その他対策>

#### (「道の駅」の防災拠点化の推進) (2-1) [国、県、町] 《危機管理》

- 緊急輸送道路の沿線における道の駅について、大規模災害発生時に支援物資の集積場所や支援活動の拠点等として利用できるよう、防災拠点化を進める。

## (5) 国土保全

### <洪水・土砂災害対策>

#### (農地・農業用施設等の保全管理の推進) (7-4) [県、町、民間] 《農林水産》

- 農地が持つ保水効果や土壌流出の防止効果などの国土保全機能は、営農の継続により発揮されることから、農家や地域住民が共同で行う水路、農道等の保全管理を推進する。

#### (治水対策の推進) (1-3) [国、県、町]

- 近年の気候の変動による局地的な大雨（いわゆるゲリラ豪雨）の急増に対処するため、治水対策を推進する。

#### (河川管理施設の維持管理) (1-3) [国、県、町]

- 老朽化した水門・樋門等の河川管理施設について、長寿命化計画に基づき、計画的に補修・更新を行う。

- 砂防ダムについては、一層の効率的な維持管理・更新を推進するため、計画的に補修・更新されるよう関係機関に要請を行う。
- 河川が有する流下能力を常に発揮できるようにするため、河積阻害の大きな要因となる河道の堆積土砂や河川支障木の除去及び経年劣化した護岸等の補強・補修について関係機関に要請を行う。

**(住宅地における内水浸水対策の促進) (1-3) [国、県、町]**

- いわゆるゲリラ豪雨の頻発による道路冠水等の内水氾濫のリスク増大に対処するため、排水等の施設整備及び内水ハザードマップの作成を促進する。

**(防災施設の整備・維持管理) (1-4, 7-2) [国、県、町] 《危機管理》**

- 防災施設の整備について、土砂災害発生箇所再度災害防止対策箇所などを重点的に推進する。

**(土砂災害に対する警戒避難体制の整備) (1-4) [県、町] 《危機管理》**

- 土砂災害防止法に基づき、県が行う基礎調査の実施及び土砂災害警戒区域等の指定と土砂災害ハザードマップを連動していくとともに、土砂災害を想定した避難訓練など、警戒避難体制の整備を推進する。

**(土砂災害緊急情報など避難に資する情報伝達体制の整備) (7-2) [国、県、町]**

《危機管理》

- 融雪や豪雨、巨大地震に伴う大規模地すべり等により天然ダムが形成された場合、決壊による二次災害の発生が懸念されることから、土砂災害緊急情報など避難に資する情報を、住民等に迅速に周知するための体制整備を推進する。

**<復旧復興対策>**

**(迅速な復興に資する地籍調査成果の利用推進) (8-4) [町]**

- 土地境界の明確化を図る地籍調査の成果は、被災後の迅速な復旧復興に資するものであり、その更新体制の整備を図る。

**(6) 保健医療・福祉**

**<医療機関等の非常時対応>**

**(医療機関での非常時対応体制の整備) (2-4) [県、町、民間]**

- 災害発生時における医療施設内での医療活動について、停電等による医療活動の遮断を防止するため、自家発電及び燃料備蓄の施設・設備整備を進め、継続した医療提供体制の確保を促進する。

#### (町立病院での非常時対応体制の維持) (2-4) [町]

- 町立病院のボイラー設備用の燃料（重油）については地下タンクに3日分以上の備蓄をしているほか、自家発電設備（軽油）を設置して停電時の電源供給体制を整えている。また、透析治療への対応など、今後とも災害が発生した場合にも安全・信頼・高度の医療を提供するため、備蓄の常時維持を図る。

#### (医療・社会福祉施設等における食糧等の備蓄促進) (2-1, 2-4) [県、町、民間]

- 病院や高齢者福祉施設等で1日3食を提供する施設については、3日分程度の食料と飲料水の備蓄を関係機関に要請する。

#### (災害発生時を想定した社会福祉施設の体制整備) (2-4) [県、町、民間]

- 各社会福祉施設の防災対策について、定期的な監査等を通じ現状に合わせた防災計画の見直しについて助言・指導を行うとともに、関係機関・団体との広域的な応援協力体制を構築する。

### <各種医療支援>

#### (ドクターヘリの活用による救急医療体制の充実) (2-4) [県、町]

- 災害時を含め、ドクターヘリの活用による救急医療体制の一層の充実を図るため、ランデブーポイントの確保を推進する。

### <防疫対策>

#### (防疫対策の推進) (2-5) [国、県、町、民間]

- 平時から、災害発生時における消毒や害虫駆除等、速やかな感染症予防対策の重要性について普及啓発を行うとともに、定期の予防接種の接種率向上に取り組み、予防できる感染症の流行に備える。

#### (避難所における感染症対策の推進) (2-6) [国、県、町、民間]

- 避難所における感染症のまん延防止のため、手洗い及び手指消毒の励行、咳エチケットを徹底するとともに、トイレ等汚染の可能性のある区域を明確に区分し、生活空間の衛生の確保を図る。

## (7) ライフライン・情報通信

### <エネルギー>

#### (エネルギー供給事業者との連携強化) (5-2, 6-1) [町、民間] 《産業経済》

- エネルギー供給の長期途絶を回避するため、災害時における燃料等の供給等に関する協定を締結している事業者との連携を強化する。

**(再生可能エネルギーの導入拡大) (6-1) [国、県、町、民間] 《産業経済》**

- 生活・経済活動に必要なエネルギーの安定供給を確保するため、安全で持続可能なエネルギー源である再生可能エネルギーの導入拡大が必要であり、西川町地域新エネルギービジョンに基づき、家庭・事業所及び公共施設への再生可能エネルギー設備の導入を促進する。

**<水道>**

**(水道施設の耐震化・老朽化対策の推進) (2-1,6-2) [県、町]**

- 水道施設については老朽化対策と併せ、耐震化を着実に進める。

**(応急給水体制などの整備) (2-1,6-2) [県、町、民間]**

- 給水拠点の確保のための緊急遮断弁、耐震性非常用貯水槽などの整備と併せ、速やかな応急給水や復旧活動のための復旧資機材及び災害時における応援協定に基づく各種関係事業者との連携した応急給水体制などの整備を進める。

**<下水道等>**

**(下水道業務継続計画(BCP)策定・施設耐震化等の推進) (6-3) [県、町]**

- 下水道BCP及び下水道施設のストックマネジメント計画の策定を推進するとともに、下水道施設の老朽化対策と併せ、耐震化・耐水化を進める。

**(農業集落排水施設の機能保持・老朽化対策の促進) (6-3) [県、町、民間] 《農林水産》**

- 汚水排水処理施設について、災害時の停電による冠水を防止するため、非常用エンジンや自家発電機の設置を進めるとともに、機能診断の実施割合を高め適切な維持修繕を施すなど、老朽化対策を促進する。

**(合併処理浄化槽への転換促進) (6-3) [県、町、民間]**

- 下水道区域以外については老朽化した単独処理浄化槽から災害に強い合併処理浄化槽への転換を引き続き促進する。

**<情報通信>**

**(情報通信機器の利用継続が可能となる体制の整備) (4-1) [民間]**

- 災害により電力供給が停止した事態に備え、電話事業者による非常用電源設備の整備を促進する。

**(災害時における住民への情報伝達体制の強化) (1-6,4-2) [町] 《行政機能》《危機管理》**

- 災害時に、住民に対して防災情報や避難情報を迅速かつ確実に伝達する手段として非常に有効な同報系防災行政無線など情報一斉伝達システムについて適切な

運用を図る。

**(災害時における情報サービスが継続可能な体制及び設備の整備) (4-3) [町、民間]**

《行政機能》《危機管理》

- 災害時における情報収集及び情報伝達を確実にするため、情報サービス事業者等におけるBCP（業務継続計画）や災害対応マニュアルの策定、訓練の実施等を推進するとともに、設備の損壊や電力供給の停止に備えた二重化やクラウド化等によるリダンダンシーの確保を促進する。

**(IT部門における業務継続体制の整備) (3-1) [県、町] 《行政機能》**

- 非常時でも情報システムによる業務の継続性を確保するための対策を講じるとともに、訓練等により定期的に計画内容の点検・更新を行う。

**(8) 産業経済**

**<企業活動>**

**(企業の事業継続計画（BCP）の策定促進) (5-1) [県、町、民間]**

- 災害が発生した際に、企業が事業活動を継続し、あるいは事業の中断を余儀なくされた場合でも出来るだけ早期に復旧できるようにするため、町内企業におけるBCP策定を促進する。

**<エネルギー>**

**(エネルギー供給事業者との連携強化) (5-2, 6-1) [町、民間] 《ライフ・情報》**

- エネルギー供給の長期途絶を回避するため、災害時における燃料等の供給等に関する協定を締結している事業者との連携を強化する。

**(再生可能エネルギーの導入拡大) (6-1) [国、県、町、民間] 《ライフ・情報》**

- 生活・経済活動に必要なエネルギーの安定供給を確保するため、安全で持続可能なエネルギー源である再生可能エネルギーの導入拡大が必要であり、西川町地域新エネルギービジョンに基づき、家庭・事業所及び公共施設への再生可能エネルギー設備の導入を促進する。

**<風評被害防止>**

**(風評被害等の防止に向けた正確な情報の発信) (8-7) [県、町、民間]**

- 災害についての正確な被害情報等を収集し、正しい情報を適時かつ的確に提供することにより地理的な誤認識や危険性に対する過剰反応等による風評被害を防ぐため、観光地に関する定期的な情報発信を行うなど、平時から関係機関等との

連携を図る。

## (9) 農林水産

### <食料供給>

#### (食料生産基盤の整備) (5-4) [県、町、民間]

- 災害が発生しても安定的に食料生産ができるよう、耐震化などの防災・減災対策を含めた農地や農業水利施設などの生産基盤の整備を推進する。

#### (食料及び生産基盤の有害鳥獣による被害防止) (5-4) [県、町、民間]

- 鳥獣による農作物及び生産基盤への被害防止に向け効果的な駆除や追い払い等の対策に取り組むため、電気柵をはじめとする被害防止施設の整備を推進する。

### <農林施設の耐震化・老朽化対策>

#### (農地・農業用施設等の保全管理の推進) (7-4) [県、町、民間] 《国土保全》

- 農地が持つ保水効果や土壌流出の防止効果などの国土保全機能は、営農の継続により発揮されることから、農家や地域住民が共同で行う水路、農道等の保全管理を推進する。

#### (農道施設の耐震化・長寿命化対策の推進) (6-4) [県、町]

- 農道として管理している農道橋について、引き続き定期的な診断を実施するとともに、点検結果に基づき、施設の耐震化及び老朽化が進んだ施設の長寿命化対策を計画的に実施する。

#### (農業水利施設の耐震化・老朽化対策の推進) (6-2) [県、町、民間]

- 基幹的な農業水利施設について、機能診断を速やかに実施し、これに基づく耐震化・老朽化対策を着実に推進する。

#### (ため池の点検強化・ハザードマップ作成の推進) (7-2) [県、町] 《危機管理》

- ため池の決壊による被害を未然に防止するため、ため池の点検を実施し、補強の必要なため池については順次整備を行う。
- 決壊すると多大な影響を与えるため池については、住民の避難に資する「ため池ハザードマップ」の作成・公表を推進する。

#### (治山施設等の土砂災害対策・災害に強い路網整備の推進) (1-4, 2-2, 6-4, 7-2, 7-4) [県、町]

- 治山施設や地すべり防止施設の土砂災害対策を進めるとともに、山地災害の防止や水源の涵養など、森林の公益的機能の維持・増進を推進する。また、災害時

の避難や救援等に備えた林道の耐震化・長寿命化により、災害に強い交通網の整備を促進する。

**(森林の有する多面的機能の発揮) (7-4) [県、町、民間]**

- 施業コストの低減や森林の間伐及び主伐後の再造林等の森林整備の着実な実施を図るとともに、施業の集約化を図るための条件整備、森林境界明確化、病虫獣害対策等を推進する。

**(持続的な農業・林業等の生産活動) (7-4) [県、町、民間]**

- 農業・林業等の生産活動を維持し、農地・森林等の荒廃を防ぎ、国土保全機能を適切に発揮させる。

**(農業集落排水施設の機能保持・老朽化対策の促進) (6-3) [県、町、民間] 《ライフ・情報》**

- 汚水排水処理施設について、災害時の停電による冠水を防止するため、非常用エンジンや自家発電機の設置を進めるとともに、機能診断の実施割合を高め適切な維持修繕を施すなど、老朽化対策を促進する。

**(10) 環境**

**<有害物質・危険物対策>**

**(有害物質の拡散・流出防止対策の推進) (7-3) [県、町、民間]**

- 有害物質等の公共用水域への流出若しくは地下への浸透又は大気中への放出の防止を図るため、有害物質を取り扱う施設については、法令に則った設置者の適正な維持管理の徹底を図る。

**(危険物施設の耐震化の促進) (7-3) [県、町、民間]**

- 災害時に、屋外タンク貯蔵所等の被災により危険物が拡散し、引火などによる爆発等の二次災害の防止を図るため、耐震基準に適合しない危険物施設の耐震化を促進する。

**<災害廃棄物対策>**

**(災害廃棄物処理体制の構築) (8-1) [県、町]**

- 災害が発生した際に、災害廃棄物の仮置場や廃棄物処理施設での処理体制の確保等をまとめた西川町災害廃棄物処理計画に基づき、災害廃棄物の適正かつ迅速な処理体制の構築を図る。

## (11) リスクコミュニケーション

### <防災教育>

#### (防災教育の充実) (1-6) [県、町、民間]

- 地域や自主防災組織、事業所における防災意識の向上を図るため、ホームページや防災ハザードマップを活用した普及啓発を促進するとともに、啓発内容の充実等を図る。
- 災害発生時に迅速な対応や被害軽減を図るため、町防災訓練や自主防災組織の活動への積極的な参加を促進し、町民の防災意識の向上を図る。

#### (雪下ろし事故を防止するための注意喚起) (1-5) [県、町]

- 雪下ろし中の転落事故について、引き続き積雪状況や気象の見通しに基づき、雪害事故防止の注意喚起を行う。

#### (食料等の備蓄) (2-1, 5-4) [県、町、民間] 《危機管理》

- 家庭における備蓄については、町民に対して食料と飲料水の備蓄を要請しており、引き続き周知のための啓発活動を行う。
- 町における備蓄については、必要物資や必要数の把握につとめ、一定量の現物備蓄を計画的に行う。

### <防災訓練>

#### (防災訓練の充実) (1-6) [県、町、民間]

- 災害発生時に迅速な初動対応により被害を最小限にとどめるためには、平常時から各種訓練を実施することが必要であることから、総合防災訓練をはじめ、より多くの町民の参加による実践的な訓練に取り組む。

### <要配慮者支援>

#### (災害時の要配慮者支援の促進) (1-6) [県、町、民間]

- 避難行動要支援者の避難行動や避難生活を支援するために必要な、避難行動要支援者名簿や個別計画の作成・更新等の整備を促進する。

### <関係機関との連携・人材育成>

#### (災害ボランティアの受入りに係る連携体制の整備) (2-1) [県、町、民間] 《危機管理》

- NPOやボランティアによる被災地支援活動の一層の充実に向け、西川町社会福祉協議会等との連携により、NPOやボランティアの受入体制の整備に向けた取り組みを促進する。

**(建設関係団体との連携強化) (8-2) [県、町、民間]**

- 各種建設関係団体と災害時における応急対策への支援について協定を締結しているが、大規模災害時において、建設関係事業者の広域的な応援協力による応急対策が迅速かつ効果的に行われるよう、防災訓練等を通じ一層の連携強化を図る。

**(復旧・復興を担う人材の育成) (8-2) [県、町、民間]**

- 各種建設関係団体と連携し、道路啓開等の復旧・復興を担う人材（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の育成支援を行う。

## V 計画の推進

### 1 計画の推進管理

本計画に掲げる施策の実効性を確保するためには、明確な責任体制のもとで施策毎の推進管理を行うことが必要である。

このため、計画の推進に当たっては、所管課・公所を中心に、国や県等との連携を図りながら、個別の施策毎の進捗状況や目標の達成状況などを継続的に検証する PDCA サイクルの実践を通じて、効果的な施策の推進につなげていく。

また、推進方針に基づく具体的な事業については、本計画の別冊「施策分野ごとの個別事業一覧」として整理する。

### 2 計画の見直し

本計画は、基本計画と整合を図るため、概ね5年ごとに社会経済情勢等の変化や施策の進捗状況等を考慮し、計画内容の見直しを行うこととする。なお、それ以前においても、施策の進捗状況や国、県、他市町村及び関係機関等の動向を踏まえ、必要に応じて変更の検討を行うこととする。

また、本計画は、国土強靱化に係る指針となるものであることから、国土強靱化に関する他の計画等を見直しする際には、本計画を基本として必要に応じて計画内容の修正等を行うものとする。

## 【別表 1】脆弱性評価結果

### 1. 直接死を最大限防ぐ

#### 1-1) 地震等による住宅・建物・交通施設等（1-2 の施設を除く）の倒壊や火災に伴う多数の死傷者の発生

##### （住宅・建築物等の耐震化）

- 町内の住宅の耐震化率は約63.7%（H26）となっているが、全国平均（約85%（H25））に比べて遅れており、耐震化を早急に進める必要がある。また、吊り天井など非構造部材の耐震対策を促進する必要がある。

##### （災害時に防災拠点となる施設の整備）

- 災害時に防災拠点となる施設の整備とともに、必要な資機材を整備し、機能の充実を図る必要がある。

（3-1にも記載）

##### （避難場所の指定、耐震化・設備整備）

- 災害対策基本法に基づく災害種別に対応した指定緊急避難場所及び指定避難所の指定に向けた取り組みを推進するとともに、指定にあたって必要となる施設や設備整備を行う必要がある。
- 福祉避難所の指定に向けた取り組みを促進する必要がある。
- 避難所の機能強化及び充実を図るため、引き続き、耐震化や良好な生活環境を確保するための設備整備の取り組みを促進する必要がある。

##### （公営住宅の老朽化対策）

- 公営住宅等の老朽化対策について、入居者が安全で快適に居住できる住宅の確保を図るため、西川町公営住宅等長寿命化計画に基づき、計画的なストック管理（修繕、改善等）を推進する必要がある。

##### （義務教育施設の老朽化対策）

- 大規模災害時に避難所として利用する小中学校等義務教育施設については、老朽化対策として計画的な修繕・維持管理を行う必要がある。

##### （空き家対策）

- 大規模災害発生時に、空き家の倒壊による道路の閉塞や火災発生などを防止するため、西川町空き家等対策計画に基づき、県等と連携して総合的な空き家対策を推進する必要がある。

##### （家具の転倒防止対策）

- 大規模地震発生時に、家具転倒による人的被害を防止するため、町民に対する啓発活動の充実など、家具転倒防止対策を推進する必要がある。

##### （緊急輸送道路等の整備・確保）

- 食料・飲料水等、生命に関わる物資供給や救急救援活動、迅速な復旧復興等に必要な緊急輸送道路や避難路について、国や県、高速道路管理者と連携を図り整備を推進するとともに、無電柱化や落石等危険箇所の防災対策、橋梁の耐震補強、雪崩・防雪施設の整備、道路を跨ぐ各種施設・トンネル及びスノー（ロック）シェッドの長寿命化を推進する必要がある。

（2-1, 2-4, 7-1, 8-4にも記載）

##### （緊急輸送道路等の避難路沿道建築物の耐震化）

- 救急救援活動等に必要な緊急輸送道路や避難路について、被災時において避難や救助を円滑かつ迅速に行うために沿道建築物の耐震化を促進する必要がある。

（1-2, 7-1にも記載）

## 1-2) 地震等による不特定多数が集まる施設の倒壊や火災に伴う多数の死傷者の発生

### (庁舎等の耐震化・維持管理等)

- 庁舎等の不特定多数が集まる町有施設については、新耐震基準により建築又は耐震改修が完了していることから、今後は西川町公共施設等総合管理計画に基づき施設の長寿命化を推進するとともに、計画的な維持管理・更新を行う必要がある。

(3-1にも記載)

### (被害発生危険性の高い地域に立地する公共施設対策)

- 被害発生危険性の高い地域内に立地する公共施設について、建物の構造や各種災害ハザードマップを確認し、改修による機能維持や施設建替え時の移転等による機能移転など、状況に応じた対策を進める必要がある。

### (不特定多数の者が利用する建築物等の耐震化)

- 不特定多数の者が利用する建築物等については、地震等により損壊・倒壊した場合の影響が非常に大きくなるため、全ての建築物の耐震化を目指した取り組みを進める必要がある。
- 民間建築物については、国の制度を活用した支援や啓発活動の充実などの対応により耐震化を促進する必要がある。特に、耐震診断が義務付けられたホテル・旅館等の民間の大規模建築物については、耐震診断結果に基づく対応を促進する必要がある。

### (事業所・店舗における棚等の転倒防止対策)

- 大規模地震発生時に、事業所執務室の書棚や店舗の陳列棚等の転倒による人的被害を防止するため、事業所等に対する啓発活動の充実など、事業所や店舗における棚等の転倒防止対策を推進する必要がある。

### (緊急輸送道路等の避難路沿道建築物の耐震化)

- 救急救援活動等に必要となる緊急輸送道路や避難路について、被災時において避難や救助を円滑かつ迅速に行うために沿道建築物の耐震化を促進する必要がある。

(1-1, 7-1にも記載)

## 1-3) 突発的又は広域的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

### (洪水ハザードマップの作成及び更新)

- 洪水時の浸水想定区域を予め住民に周知するための洪水ハザードマップ作成及び更新の取り組みを促進する必要がある。

### (避難指示等の具体的な発令基準の策定)

- 洪水時の住民の円滑かつ迅速な避難に資するため、引き続き、対象河川すべてに係る避難指示等の具体的な発令基準の策定・見直しを行い運用していく必要がある。

### (タイムラインの運用)

- 災害発生の事前予測がある程度可能な台風について、とるべき防災対応を時系列に沿ってまとめたタイムライン（事前防災行動計画）の運用により、被害の最小化を図る必要がある。

### (治水対策)

- 近年の気候の変動による局地的な大雨（いわゆるゲリラ豪雨）の急増に対処するため、重点整備区間を設定し河川改修・ダム整備等を行うなど、治水効果の早期発現を図る必要がある。

### (河川管理施設の維持管理)

- 老朽化した水門・樋門等の河川管理施設について、長寿命化計画に基づき、計画的に補修・更新を行う必要がある。
- 砂防ダムについて、各設備が今後更新時期を迎えることから、ライフサイクルコストの縮減など一層の効率的な維持管理・更新を推進するため、計画的な長寿命化計画を策定し、補修・更新されるよう関係機関に要請を行う必要がある。
- 河川が有する流下能力を常に発揮できるようにするため、河積阻害の大きな要因となる河道の堆積土砂や河川支障木の除去及び経年劣化した護岸等の補強・補修について関係機関に要請を行う必要がある。

### (住宅地における内水浸水対策)

- いわゆるゲリラ豪雨の頻発による道路冠水等の内水氾濫のリスク増大に対処するため、排水等の施設整備及び内水ハザードマップの作成を促進する必要がある。

#### 1-4) 大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生

##### （土砂災害に対する警戒避難体制の整備）

- 土砂災害防止法に基づき、県が行う基礎調査の実施及び土砂災害警戒区域等の指定と土砂災害ハザードマップを連動していくとともに、土砂災害を想定した避難訓練など、警戒避難体制の整備を推進していく必要がある。

##### （土砂災害に係る避難指示等の発令基準の策定）

- 土砂災害の発生が予想される際の円滑かつ迅速な避難を確保するため、国の避難指示等に関するガイドラインの改定に基づき改定し運用する必要がある。

##### （治山施設等の土砂災害対策・災害に強い路網整備）

- 治山施設や地すべり防止施設等の土砂災害対策を進めるとともに、山地災害の防止や水源の涵養など、森林の公益的機能の維持・増進を推進する必要がある。また、災害時の避難や救援等に備えた林道の耐震化・長寿命化により、災害に強い交通網の整備を促進する必要がある。

（2-2, 6-4, 7-2, 7-4にも記載）

##### （防災施設の整備・維持管理）

- 土砂災害から生命と財産を守るための防災施設の整備について、土砂災害発生箇所への再度災害防止対策箇所などを重点的に推進する必要がある。

（7-2にも記載）

#### 1-5) 暴風雪及び豪雪による重大事故や交通途絶等に伴う多数の死傷者の発生

##### （豪雪災害時の災害救助法の適用）

- 豪雪時における家屋倒壊を防止するため、障害物（雪）の除去など、災害救助法の適用による豪雪災害への対応を図る必要がある。

##### （暴風雪時における的確な道路管理）

- 暴風雪時には、豪雪対策本部または豪雪対策連絡本部を設置し、関係機関連携のもと迅速かつ的確な道路管理を行う必要がある。また、災害発生時には各道路管理者による応急復旧や道路啓開により早期に交通路を確保するため、平時から関係機関等との連携構築等を図る必要がある。

##### （道路の防雪施設等の整備・維持修繕・更新）

- 各道路管理者においては、道路防災総点検を踏まえた要対策箇所を中心に、雪崩防止柵、防雪柵など必要な防雪施設の整備や流雪溝等の除排雪施設の整備を重点的に進めているが、必要箇所への対策は進捗途上にあり、気象条件の変化による新たな対策必要箇所と併せて整備を促進する必要がある。
- 豪雪時は、除排雪作業や凍結融解等により道路施設等の損傷が著しくなるため、これら施設の維持修繕・更新を促進する必要がある。

##### （道路の除雪体制等の確保）

- 安定的な除雪体制を確保する上で、各管理者の財政事情や除雪作業を請け負う事業者の経営環境の悪化、除雪機械の老朽化など多くの課題があり、これらの課題を踏まえた総合的な対策を検討する必要がある。

##### （雪下ろし事故を防止するための注意喚起）

- 雪下ろし中の転落事故について、引き続き積雪状況や気象の見通しに基づき、雪害事故防止の注意喚起を行う必要がある。

## 1-6) 防災意識の欠如や避難準備の不足等による多数の死傷者の発生

### (災害時における行政機関相互の通信手段の確保)

- 大地震など大規模災害発生時の行政機関相互の通信手段を確保するため、県防災行政通信ネットワークの点検・訓練などを行う必要がある。  
(3-1, 4-1, 4-3にも記載)

### (災害時における住民への情報伝達体制の強化)

- 災害時に、住民に対して防災情報や避難情報を迅速かつ確実に伝達する手段として非常に有効な同報系防災行政無線など情報一斉伝達システムについて適切な運用を図る必要がある。  
(4-2にも記載)

### (自主防災組織の育成強化等)

- 災害による被害を最小限にとどめるとともに迅速な復旧復興を果たすためには、住民間の地域防災活動の充実が不可欠であることから、その重要な役割を担う自主防災組織について、育成強化を促進する必要がある。
- 災害時に、自主防災組織が効果的に防災活動を行うために、防災に関する研修会や防災訓練の実施、出前講座の開催や防災資機材購入支援等を実施し、活性化を促進する必要がある。  
(2-3, 4-2, 8-3にも記載)

### (防災教育の充実)

- 地域や自主防災組織、事業所における防災意識の向上のため、ホームページや防災ハザードマップを活用した普及啓発を促進するとともに、啓発内容の充実等を図る必要がある。
- 災害発生時に迅速な対応や被害軽減を図るため、町防災訓練や自主防災組織の活動への積極的な参加を促進し、町民の防災意識の向上を図る必要がある。

### (防災訓練の充実)

- 災害発生時に迅速な初動対応により被害を最小限にとどめるためには、平常時から各種訓練を実施することが必要であることから、総合防災訓練をはじめ、より多くの町民の参加による実践的な訓練に取り組む必要がある。

### (災害時の要配慮者支援)

- 避難行動要支援者の避難行動や避難生活を支援するために必要な、避難行動要支援者名簿や個別計画の作成、更新等の整備を促進する必要がある。

## 2. 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

### 2-1) 被災地での食料・飲料水、電力、燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

#### (食料等の備蓄)

- 家庭における備蓄については、町民に対して食料と飲料水の備蓄を要請しており、引き続き周知のための啓発活動を行う必要がある。
- 町における備蓄については、必要物資や必要数の把握につとめ、一定量の現物備蓄を計画的に行う必要がある。  
(5-4にも記載)

#### (大規模災害時における広域連携)

- 大規模災害時における応急体制の迅速かつ円滑な確立のため、相互応援協定等を締結している自治体との情報共有を図り、災害に備え連携を強化する必要がある。  
(3-1にも記載)

#### (支援物資の供給等に係る広域連携体制の整備)

- 大規模災害時における民間事業者からの物資調達等に関する協定を締結しており、引き続き、相手方と定期的な情報交換や緊急時連絡体制の確認を行う必要がある。

#### (「道の駅」の防災拠点化)

- 緊急輸送道路の沿線における道の駅について、大規模災害発生時に支援物資の集積場所や支援活動の拠点等として利用できるよう、防災拠点化を進める必要がある。

#### (災害ボランティアの受入れに係る連携体制の整備)

- NPOやボランティアによる被災地支援活動の一層の充実に向け、西川町社会福祉協議会等との連携により、NPOやボランティアの受入体制の整備に向けた取り組みを促進する必要がある。

#### (緊急輸送道路等の整備・確保)

- 食料・飲料水等、生命に関わる物資供給や救急救援活動、迅速な復旧復興等に必要な緊急輸送道路や避難路について、国や県、高速道路管理者と連携を図り整備を推進するとともに、無電柱化や落石等危険箇所の防災対策、橋梁の耐震補強、雪崩・防雪施設の整備、道路を跨ぐ各種施設・トンネル及びスノー（ロック）シェッドの長寿命化を推進する必要がある。  
(1-1, 2-4, 7-1, 8-4にも記載)

#### (医療・社会福祉施設等における食糧等の備蓄)

- 病院や高齢者福祉施設等で1日3食を提供する施設については、3日分程度の食料と飲料水の備蓄を関係機関に要請する必要がある。  
(2-4にも記載)

#### (水道施設の耐震化・老朽化対策)

- 水道施設については老朽化対策と併せ、耐震化を着実に進める必要がある。(6-2にも記載)

#### (応急給水体制などの整備)

- 給水拠点の確保のための緊急遮断弁、耐震性非常用貯水槽などの整備と併せ、速やかな応急給水や復旧活動のための復旧資機材及び災害時における応援協定に基づく各種関係事業者との連携した応急給水体制などの整備を進める必要がある。  
(6-2にも記載)

## 2-2) 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

### (孤立危険性のある集落との通信手段の確保、ヘリコプター離着陸可能場所の確保)

- 孤立危険性のある集落において、道路の寸断等により孤立した場合に備えて非常用通信設備の整備を促進するとともに、急患や物資の輸送を行う際に必要となるヘリコプターの離着陸場所について引き続き確保を進める必要がある。また、孤立危険性のある集落の状況の把握に随時取り組む必要がある。

### (孤立集落アクセスルートの確保)

- 被災時において、孤立集落の発生を防ぐため、孤立集落へのアクセスルートにおける落石等危険箇所の防災対策工事、雪崩・防雪施設の整備、橋梁の耐震補強工事、道路を跨ぐ各種施設、トンネル及びスノー（ロック）シェッドの長寿命化を推進する必要がある。

### (治山施設等の土砂災害対策・災害に強い路網整備)

- 治山施設や地すべり防止施設の土砂災害対策を進めるとともに、山地災害の防止や水源の涵養など、森林の公益的機能の維持・増進を推進する必要がある。また、災害時の避難や救援等に備えた林道の耐震化・長寿命化により、災害に強い交通網の整備を促進する必要がある。

(1-4, 6-4, 7-2, 7-4にも記載)

## 2-3) 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

### (自衛隊・警察との連携)

- 災害時の広域支援をより効果的に受け入れるため、自衛隊や警察と平常時から情報交換や訓練等を行うことにより、連携体制の強化を図る必要がある。

### (大規模災害時の消防力の確保)

- 大規模災害時には、地域の消防力の不足が懸念されるため、消防団の災害対応能力の強化に向けた恒常的な訓練及び組織間の合同訓練の充実を図る必要がある。

### (自主防災組織の育成強化等)

- 災害による被害を最小限にとどめるとともに迅速な復旧復興を果たすためには、住民間の地域防災活動の充実が不可欠であることから、その重要な役割を担う自主防災組織について、育成強化を促進する必要がある。
- 災害時に、自主防災組織が効果的に防災活動を行うために、防災に関する研修会や防災訓練の実施、出前講座の開催や防災資機材購入支援等を実施し、活性化を促進する必要がある。

(1-6, 4-2, 8-3にも記載)

## 2-4) 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

### (緊急車両、災害拠点施設に供給する燃料の確保)

- 石油及びLPGガス関係団体と締結した災害時における燃料等の供給に関する協定に基づき、優先的に供給する緊急車両や災害拠点施設等への燃料供給の確保を図る必要がある。  
(3-1にも記載)

### (医療機関での非常時対応体制の整備)

- 災害発生時における医療施設内での医療活動について、停電等による医療活動の遮断を防止するため、自家発電及び燃料備蓄の施設・設備整備を進め、継続した医療提供体制の確保を促進する必要がある。

### (町立病院での非常時対応体制の維持)

- 町立病院のボイラー設備用の燃料(重油)については地下タンクに3日分以上の備蓄をしているほか、自家発電設備(軽油)を設置して停電時の電源供給体制を整えている。また、町立病院では透析医療も実施していることから貯水槽の整備により継続して透析治療を提供できる体制を確保しており、今後とも、災害が発生した場合にも安全・信頼・高度の医療を提供するため、当該備蓄の常時維持を図る必要がある。

### (ドクターヘリの活用による救急医療体制の充実)

- 災害時を含め、ドクターヘリの活用による救急医療体制の一層の充実を図るため、ランデブーポイントの確保を推進する必要がある。

### (医療・社会福祉施設等における食糧等の備蓄)

- 病院や高齢者福祉施設等で1日3食を提供する施設については、3日分程度の食料と飲料水の備蓄を関係機関に要請する必要がある。  
(2-1にも記載)

### (災害発生時を想定した社会福祉施設の体制整備)

- 各社会福祉施設の防災対策について、定期的な監査等を通じ現状に合わせた防災計画の見直しについて助言・指導を行うとともに、関係機関・団体との広域的な応援協力体制を構築する必要がある。

### (緊急輸送道路等の整備・確保)

- 食料・飲料水等、生命に関わる物資供給や救急救援活動、迅速な復旧復興等に必要な緊急輸送道路や避難路について、国や県、高速道路管理者と連携を図り整備を推進するとともに、無電柱化や落石等危険箇所の防災対策、橋梁の耐震補強、雪崩・防雪施設の整備、道路を跨ぐ各種施設・トンネル及びスノー(ロック)シェッドの長寿命化を推進する必要がある。  
(1-1, 2-1, 7-1, 8-4にも記載)

## 2-5) 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

### (防疫対策)

- 平時から、災害発生時における消毒や害虫駆除等、速やかな感染症予防対策の重要性について普及啓発を行うとともに、定期の予防接種の接種率向上に取り組み、予防できる感染症の流行に備える必要がある。

## 2-6) 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

### (避難所における感染症対策)

- 避難所における感染症のまん延防止のため、手洗い及び手指消毒の励行、咳エチケットを徹底するとともに、トイレ等汚染の可能性のある区域を明確に区分し、生活空間の衛生の確保を図る必要がある。

### 3. 必要不可欠な行政機能は確保する

#### 3-1) 町内外の行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

##### (庁舎等の耐震化・維持管理等)

- 庁舎等の不特定多数が集まる町有施設については、新耐震基準により建築又は耐震改修が完了していることから、今後は西川町公共施設等総合管理計画に基づき施設の長寿命化を推進するとともに、計画的な維持管理・更新を行っていく必要がある。

(1-2にも記載)

##### (業務継続に必要な体制の整備)

- 地震等の大規模災害発生時に、迅速かつ確に西川町地域防災計画に基づく応急対策業務や復旧復興業務に取り組みながら、町民生活に密着する行政サービスなど災害発生時にも必要とされる通常業務を維持するため、業務継続に必要な体制整備を進める必要がある。

##### (IT部門における業務継続体制の整備)

- 非常時でも情報システムによる業務の継続性を確保するための対策を講じるとともに、訓練等により定期的に計画内容の点検・更新を行う必要がある。

##### (災害時に防災拠点となる施設の整備)

- 災害時に防災拠点となる施設の整備とともに、必要な資機材を整備し、機能の充実を図る必要がある。

(1-1にも記載)

##### (大規模災害時における広域連携)

- 大規模災害時における応急体制の迅速かつ円滑な確立のため、相互応援協定等を締結している自治体との情報共有を図り、災害に備え連携を強化する必要がある。

(2-1にも記載)

##### (災害時における行政機関相互の通信手段の確保)

- 大地震など大規模災害発生時の行政機関相互の通信手段を確保するため、県防災行政通信ネットワークの点検・訓練などを行う必要がある。

(1-6, 4-1, 4-3にも記載)

##### (緊急車両、災害拠点施設に供給する燃料の確保)

- 石油及びLPGガス関係団体と締結した災害時における燃料等の供給に関する協定に基づき、優先的に供給する緊急車両や災害拠点施設等への燃料供給の確保を図る必要がある。(2-4にも記載)

## 4. 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

### 4-1) 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

#### (情報通信機器の利用継続が可能となる体制の整備)

- 災害により電力供給が停止した事態に備え、電話事業者による非常用電源設備の整備を促進する必要がある。

#### (災害時における行政機関相互の通信手段の確保)

- 大地震など大規模災害発生時の行政機関相互の通信手段を確保するため、県防災行政通信ネットワークの点検・訓練などを行う必要がある。  
(1-6, 3-1, 4-3にも記載)

### 4-2) テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

#### (災害情報伝達手段の確保)

- テレビ・ラジオ放送等が中断した際にも、町民に災害情報を提供できるよう、代替手段の整備やLアラート\*、緊急速報メールの活用を促進する必要がある。また、SNS等による双方向通信機能の活用等により、効果的な情報伝達の確保を図る必要がある。

※ Lアラート…

災害関連情報の発信者である県・市町村と放送事業者等をインターネット上の共通基盤で繋ぎ、地域住民に迅速かつ効率的に情報提供を実施するもの
---

#### (災害時における住民への情報伝達体制の強化)

- 災害時に、住民に対して防災情報や避難情報を迅速かつ確実に伝達する手段として非常に有効な同報系防災行政無線など情報一斉伝達システムについて適切な運用を図る必要がある。  
(1-6にも記載)

#### (自主防災組織の育成強化等)

- 災害による被害を最小限にとどめるとともに迅速な復旧復興を果たすためには、住民間の地域防災活動の充実が不可欠であることから、その重要な役割を担う自主防災組織について、育成強化を促進する必要がある。
- 災害時に、自主防災組織が効果的に防災活動を行うために、防災に関する研修会や防災訓練の実施、出前講座の開催や防災資機材購入支援等を実施し、活性化を促進する必要がある。  
(1-6, 2-3, 8-3にも記載)

### 4-3) 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

#### (災害情報の収集・伝達手段の確保)

- 情報サービスを活用した情報収集が困難な場合でも、職員が災害現場で収集した情報等をパブリシティの活用による新聞等への掲載依頼や、避難所への情報掲出などを行い、限られた状況で収集した情報を住民に伝達する必要がある。

#### (災害時における情報サービスが継続可能な体制及び設備の整備)

- 災害時における情報収集及び情報伝達を確実にするため、情報サービス事業者等におけるBCP（業務継続計画）や災害対応マニュアルの策定、訓練の実施等を推進するとともに、設備の損壊や電力供給の停止に備えた二重化やクラウド化等によるリダンダンシーの確保を促進する必要がある。

#### (災害時における行政機関相互の通信手段の確保)

- 大地震など大規模災害発生時の行政機関相互の通信手段を確保するため、県防災行政通信ネットワークの点検・訓練などを行う必要がある。  
(1-6, 3-1, 4-1にも記載)

## 5. 経済活動を機能不全に陥らせない

### 5-1) サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下に伴う経済活動の停滞

#### (企業の事業継続計画（BCP）の策定)

- 災害が発生した際に、企業が事業活動を継続し、あるいは事業の中断を余儀なくされた場合でも出来るだけ早期に復旧できるようにするため、町内企業におけるBCP策定を促進する必要がある。

### 5-2) エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響

#### (エネルギー供給事業者との連携強化)

- エネルギー供給の長期途絶を回避するため、災害時における緊急対策用燃料等の供給等に関する協定を締結している事業者との連携を強化する必要がある。  
(6-1にも記載)

### 5-3) 基幹的交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

#### (道路施設の防災対策・耐震化・老朽化対策)

- 道路施設の防災対策について、落石崩壊、岩石崩壊や雪崩などの道路防災総点検の結果に基づき、引き続き計画的に対策工事を進める必要がある。また、橋梁の耐震化についても、緊急輸送道路等の橋梁を中心に計画的に対策工事を実施する必要がある。
- 橋梁をはじめとした道路施設等の老朽化対策については、各施設の長寿命化修繕計画に基づき、計画的な維持管理・更新を実施する必要がある。  
(6-4にも記載)

#### (高速道路等へのアクセス道路の整備)

- 被災地や防災拠点等への速やかなアクセスを可能とする高速道路等へのアクセス道路の整備を進める必要がある。  
(8-4にも記載)

### 5-4) 食料等の安定供給の停滞

#### (食料等の備蓄)

- 家庭における備蓄については、町民に対して食料と飲料水の備蓄を要請しており、引き続き周知のための啓発活動を行う必要がある。
- 町における備蓄については、必要物資や必要数の把握につとめ、一定量の現物備蓄を計画的に行う必要がある。  
(2-1にも記載)

#### (食料生産基盤の整備)

- 災害が発生しても安定的に食料生産ができるよう、耐震化などの防災・減災対策を含めた農地や農業水利施設などの生産基盤の整備を推進する必要がある。

#### (食料及び生産基盤の有害鳥獣による被害防止)

- 鳥獣による農作物及び生産基盤への被害防止に向け効果的な駆除や追い払い等の対策に取り組むため、電気柵をはじめとする被害防止施設の整備を推進する必要がある。

## 6. ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

### 6-1) 電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）や石油・LP ガスサプライチェーンの長期間にわたる機能の停止

- （エネルギー供給事業者との連携強化）
- エネルギー供給の長期途絶を回避するため、災害時における緊急対策用燃料等の供給等に関する協定を締結している事業者との連携を強化する必要がある。  
（5-2にも記載）
- （再生可能エネルギーの導入拡大）
- 生活・経済活動に必要なエネルギーの安定供給を確保するため、安全で持続可能なエネルギー源である再生可能エネルギーの導入拡大が必要であり、西川町地域新エネルギービジョンに基づき、家庭・事業所及び公共施設への再生可能エネルギー設備の導入を促進する必要がある。

### 6-2) 上水道や農業用水、工業用水の長期間にわたる供給停止

- （水道施設の耐震化・老朽化対策）
- 水道施設については老朽化対策と併せ、耐震化を着実に進める必要がある。  
（2-1にも記載）
- （応急給水体制などの整備）
- 給水拠点の確保のための緊急遮断弁、耐震性非常用貯水槽などの整備と併せ、速やかな応急給水や復旧活動のための復旧資機材及び災害時における応援協定に基づく各種関係事業者との連携した応急給水体制などの整備を進める必要がある。  
（2-1にも記載）
- （農業水利施設の耐震化・老朽化対策）
- 基幹的な農業水利施設について、機能診断を速やかに実施し、これに基づく耐震化・老朽化対策を着実に推進する必要がある。

### 6-3) 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

- （下水道業務継続計画（BCP）策定・施設耐震化等）
- 下水道BCP及び下水道施設のストックマネジメント計画の策定を推進するとともに、下水道施設の老朽化対策と併せ、耐震化・耐水化を進める必要がある。
- （農業集落排水施設の機能保持・老朽化対策）
- 汚水排水処理施設について、災害時の停電による冠水を防止するため、非常用エンジンや自家発電機の設置を進めるとともに、機能診断の実施割合を高め適切な維持修繕を施すなど、老朽化対策を促進する必要がある。
- （合併処理浄化槽への転換）
- 下水道区域外については老朽化した単独処理浄化槽から災害に強い合併処理浄化槽への転換を引き続き促進する必要がある。

#### 6-4) 地域交通ネットワークの長期間にわたる機能停止

##### (路線バス等地域公共交通の確保)

- 災害発生に伴い道路等が寸断され、バス路線等地域公共交通の運行が困難な場合、道路管理者とバス事業者との情報共有を図り、代替路線による迂回路運行を早期に行うなど臨機応変な運行を行い、地域公共交通を確保するため、平時から関係機関等との連携構築等を図る必要がある。

##### (農道施設の耐震化・長寿命化対策)

- 農道として管理している農道橋について、引き続き定期的な診断を実施するとともに、点検結果に基づき、施設の耐震化及び老朽化が進んだ施設の長寿命化対策を計画的に実施する必要がある。

##### (治山施設等の土砂災害対策・災害に強い路網整備)

- 治山施設や地すべり防止施設の土砂災害対策を進めるとともに、山地災害の防止や水源の涵養など、森林の公益的機能の維持・増進を推進する必要がある。また、災害時の避難や救援等に備えた林道の耐震化・長寿命化により、災害に強い交通網の整備を促進する必要がある。

(1-4, 2-2, 7-2, 7-4にも記載)

##### (道路施設の防災対策・耐震化・老朽化対策)

- 道路施設の防災対策について、落石崩壊、岩石崩壊や雪崩などの道路防災総点検の結果に基づき、引き続き計画的に対策工事を進める必要がある。また、橋梁の耐震化についても、緊急輸送道路等の橋梁を中心に計画的に対策工事を実施する必要がある。
- 橋梁をはじめとした道路施設等の老朽化対策については、各施設の長寿命化修繕計画に基づき、計画的な維持管理・更新を実施する必要がある。

(5-3にも記載)

## 7. 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

### 7-1) 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞等による交通麻痺

#### (緊急輸送道路等の整備・確保)

- 食料・飲料水等、生命に関わる物資供給や救急救援活動、迅速な復旧復興等に必要な緊急輸送道路や避難路について、国や県、高速道路管理者と連携を図り整備を推進するとともに、無電柱化や落石等危険箇所の防災対策、橋梁の耐震補強、雪崩・防雪施設の整備、道路を跨ぐ各種施設・トンネル及びスノー（ロック）シェッドの長寿命化を推進する必要がある。  
(1-1, 2-1, 2-4, 8-4にも記載)

#### (緊急輸送道路等の避難路沿道建築物の耐震化)

- 救急救援活動等に必要な緊急輸送道路や避難路について、被災時において避難や救助を円滑かつ迅速に行うために沿道建築物の耐震化を促進する必要がある。  
(1-1, 1-2にも記載)

### 7-2) ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生

#### (ため池の点検強化・ハザードマップ作成)

- ため池の決壊による被害を未然に防止するため、ため池の点検を実施し、補強の必要なため池については順次整備を行う必要がある。
- 決壊すると多大な影響を与えるため池については、住民の避難に資する「ため池ハザードマップ」の作成・公表を推進する必要がある。

#### (治山施設等の土砂災害対策・災害に強い路網整備)

- 治山施設や地すべり防止施設の土砂災害対策を進めるとともに、山地災害の防止や水源の涵養など、森林の公益的機能の維持・増進を推進する必要がある。また、災害時の避難や救援等に備えた林道の耐震化・長寿命化により、災害に強い交通網の整備を促進する必要がある。  
(1-4, 2-2, 6-4, 7-4にも記載)

#### (土砂災害緊急情報など避難に資する情報伝達体制の整備)

- 融雪や豪雨、巨大地震に伴う大規模地すべり等により天然ダムが形成された場合、決壊による二次災害の発生が懸念されることから、土砂災害緊急情報など避難に資する情報を、住民等に迅速に周知するための体制整備を推進する必要がある。

#### (防災施設の整備・維持管理)

- 土砂災害から生命と財産を守るための防災施設の整備について、土砂災害発生箇所の再度災害防止対策箇所などを重点的に推進する必要がある。  
(1-4にも記載)

### 7-3) 有害物質の大規模拡散・流出による被害の拡大

#### (有害物質の拡散・流出防止対策)

- 有害物質等の公共用水域への流出若しくは地下への浸透又は大気中への放出の防止を図るため、有害物質を取り扱う施設については、法令に則った設置者の適正な維持管理の徹底を図る必要がある。

#### (危険物施設の耐震化)

- 災害時に、屋外タンク貯蔵所等の被災により危険物が拡散し、引火などによる爆発等の二次災害の防止を図るため、耐震基準に適合しない危険物施設の耐震化を促進する必要がある。

#### 7-4) 農地・森林等の被害による国土の荒廃

##### (農地・農業用施設等の保全管理)

- 農地が持つ保水効果や土壌流出の防止効果などの国土保全機能は、営農の継続により発揮されることから、農家や地域住民が共同で行う水路、農道等の保全管理を推進する必要がある。

##### (治山施設等の土砂災害対策・災害に強い路網整備)

- 治山施設や地すべり防止施設の土砂災害対策を進めるとともに、山地災害の防止や水源の涵養など、森林の公益的機能の維持・増進を推進する必要がある。また、災害時の避難や救援等の備えた林道の耐震化・長寿命化により、災害に強い交通網の整備を促進する必要がある。

(1-4, 2-2, 6-4, 7-2にも記載)

##### (森林の有する多面的機能の発揮)

- 施業コストの低減や森林の間伐及び主伐後の再造林等の森林整備の着実な実施を図るとともに、施業の集約化を図るための条件整備、森林境界明確化、病虫害対策等を推進する必要がある。

##### (持続的な農業・林業等の生産活動)

- 農業・林業等の生産活動を維持し、農地・森林等の荒廃を防ぎ、国土保全機能を適切に発揮させる必要がある。

## 8. 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

### 8-1) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

#### (災害廃棄物処理体制の構築)

- 災害が発生した際に、災害廃棄物の仮置場や廃棄物処理施設での処理体制の確保等をまとめた西川町災害廃棄物処理計画に基づき、災害廃棄物の適正かつ迅速な処理体制の構築を図る必要がある。

### 8-2) 復旧・復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

#### (建設関係団体との連携強化)

- 各種建設関係団体と災害時における応急対策への支援について協定を締結しているが、大規模災害時において、建設関係事業者の広域的な応援協力による応急対策が迅速かつ効果的に行われるよう、防災訓練等を通じ一層の連携強化を図る必要がある。

#### (復旧・復興を担う人材の育成)

- 各種建設関係団体と連携し、道路啓開等の復旧・復興を担う人材（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の育成支援を行う必要がある。

### 8-3) 地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

#### (地域コミュニティの維持)

- 大規模災害時にお互いが支え合う「共助」は地域コミュニティの基盤であり、各地区と連携し、町民が主体となった地域課題解決に向けた取り組みの支援や地域の拠点づくりの支援など、地域コミュニティの維持やその活力を向上する取り組みを通して、平時から町民が互いに支え合う関係の維持や深化を図る必要がある。

#### (自主防災組織の育成強化等)

- 災害による被害を最小限にとどめるとともに迅速な復旧復興を果たすためには、住民間の地域防災活動の充実が不可欠であることから、その重要な役割を担う自主防災組織について、育成強化を促進する必要がある。
- 災害時に、自主防災組織が効果的に防災活動を行うために、防災に関する研修会や防災訓練の実施、出前講座の開催や防災資機材購入支援等を実施し、活性化を促進する必要がある。(1-6, 2-3, 4-2にも記載)

#### (被災者生活再建支援制度の拡充)

- 大規模災害発生後、被災者が速やかに生活を再建するためには、被災者生活再建支援制度の活用が有効であり、制度の適用範囲や支給範囲について、一層の拡充に向けた取り組みを進める必要がある。

#### 8-4) 幹線道路等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

##### (緊急輸送道路等の整備・確保)

- 食料・飲料水等、生命に関わる物資供給や緊急救援活動、迅速な復旧復興等に必要な緊急輸送道路や避難路について、国や県、高速道路管理者と連携を図り整備を推進するとともに、無電柱化や落石等危険箇所の防災対策、橋梁の耐震補強、雪崩・防雪施設の整備、道路を跨ぐ各種施設・トンネル及びブスノー（ロック）シェッドの長寿命化を推進する必要がある。  
(1-1, 2-1, 2-4, 7-1 にも記載)

##### (高速道路等へのアクセス道路の整備)

- 被災地や防災拠点等への速やかなアクセスを可能とする高速道路等へのアクセス道路の整備を進める必要がある。  
(5-3にも記載)

##### (迅速な復興に資する地籍調査成果の利用)

- 土地境界の明確化を図る地籍調査の成果は、被災後の迅速な復旧・復興に資するものであり、その更新体制の整備を図る必要がある。

#### 8-5) 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失

##### (文化財の劣化と担い手の不足)

- 文化財は、過疎化・少子高齢化の進行による地域コミュニティの衰退に伴い、文化財を継承する者の不在による散逸・消滅の恐れがあり、また文化財の多くが木や紙などの素材によって製作されていることもあり、劣化や災害による被害を受けやすく、無価値となる危機に直面している。そのため、文化財継承の担い手を確保し、地域社会全体で支えていく体制づくりや防災対策等が必要である。

#### 8-6) 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

##### (応急仮設住宅の供給)

- 災害後、応急仮設住宅を迅速に供給するため、設置場所や間取り等を想定しておく必要がある。

#### 8-7) 風評被害、生産力の回復遅れ等による地域経済等への甚大な影響

##### (風評被害等の防止に向けた正確な情報の発信)

- 災害についての正確な被害情報等を収集し、正しい情報を適時かつ的確に提供することにより地理的な誤認識や危険性に対する過剰反応等による風評被害を防ぐため、観光地に関する定期的な情報発信を行うなど、平時から関係機関等との連携を図る必要がある。

## 【別表2】「起きてはならない最悪の事態」ごとの施策推進方針

### 1. 直接死を最大限防ぐ

#### 1-1) 地震等による住宅・建物・交通施設等（1-2の施設を除く）の倒壊や火災に伴う多数の死傷者の発生

##### （住宅・建築物等の耐震化の促進）

- 町内の住宅や多数の者が利用する建築物等について、国の制度を活用した支援や啓発活動の充実、耐震診断後のフォローアップなどきめ細かな対応により、耐震化を早急に進める。また、吊り天井など非構造部材の耐震対策を促進する。  
【国、県、町、民間】《建築住宅》

##### （災害時に防災拠点となる施設の整備の推進）

- 災害時に防災拠点となる施設の整備とともに、必要な資機材を整備し、機能の充実を図る。  
【3-1にも記載】【町】《行政機能／建築住宅》

##### （避難場所の指定、耐震化・設備整備の促進）

- 災害対策基本法に基づく災害種別に対応した指定緊急避難場所及び指定避難所の指定に向けた取り組みを推進するとともに、指定にあたって必要となる施設や設備整備を行う。
- 福祉避難所の指定に向けた取り組みを促進する。
- 避難所の機能強化及び充実を図るため、引き続き、耐震化や良好な生活環境を確保するための設備整備の取り組みを促進する。  
【県、町】《行政機能／危機管理》

##### （公営住宅の老朽化対策の推進）

- 公営住宅等の老朽化対策について、入居者が安全で快適に居住できる住宅の確保を図るため、西川町公営住宅等長寿命化計画に基づき、計画的なストック管理（修繕、改善等）を推進する。  
【町】《建築住宅》

##### （義務教育施設の老朽化対策の推進）

- 大規模災害時に避難所として利用する小中学校等義務教育施設については、老朽化対策として計画的な修繕・維持管理を行う。  
【町】《建築住宅》

##### （空き家対策の推進）

- 大規模災害発生時に、空き家の倒壊による道路の閉塞や火災発生などを防止するため、西川町空き家等対策計画に基づき、県等と連携して総合的な空き家対策を推進する。  
【県、町】《建築住宅》

##### （家具の転倒防止対策の推進）

- 大規模地震発生時に、家具転倒による人的被害を防止するため、町民に対する啓発活動の充実など、家具転倒防止対策を推進する。  
【町、民間】《建築住宅》

##### （緊急輸送道路等の整備・確保の推進）

- 食料・飲料水等、生命に関わる物資供給や救急救援活動、迅速な復旧復興等に必要な緊急輸送道路や避難路について、国や県、高速道路管理者と連携を図り整備を推進するとともに、無電柱化や落石等危険箇所の防災対策、橋梁の耐震補強、雪崩・防雪施設の整備、道路を跨ぐ各種施設・トンネル及びスノー（ロック）シェッドの長寿命化を推進する。  
【2-1, 2-4, 7-1, 8-4にも記載】【国、県、町】《交通基盤》

##### （緊急輸送道路等の避難路沿道建築物の耐震化の促進）

- 救急救援活動等に必要な緊急輸送道路や避難路について、被災時において避難や救助を円滑かつ迅速に行うために沿道建築物の耐震化を促進する。  
【1-2, 7-1にも記載】【国、県、町】《建築住宅》

## 1-2) 地震等による不特定多数が集まる施設の倒壊や火災に伴う多数の死傷者の発生

### (庁舎等の耐震化・維持管理等の推進)

- 庁舎等の不特定多数が集まる町有施設については、新耐震基準により建築又は耐震改修が完了していることから、今後は西川町公共施設等総合管理計画に基づき施設の長寿命化を推進するとともに、計画的な維持管理・更新を行っている。

(3-1にも記載) [町] 《行政機能/建築住宅》

### (被害発生危険性の高い地域に立地する公共施設対策の推進)

- 被害発生危険性の高い地域内に立地する公共施設について、建物の構造や各種災害ハザードマップを確認し、改修による機能維持や施設建替え時の移転等による機能移転など、状況に応じた対策を進める。

[県、町] 《行政機能》

### (不特定多数の者が利用する建築物等の耐震化の促進)

- 不特定多数の者が利用する建築物等については、地震等により損壊・倒壊した場合の影響が非常に大きくなるため、全ての建築物の耐震化を目指した取り組みを進める。
- 民間建築物については、国の制度を活用した支援や啓発活動の充実などの対応により耐震化を促進する。特に、耐震診断が義務付けられたホテル・旅館等の民間の大規模建築物については、耐震診断結果に基づく対応を促進する。

[国、県、町、民間] 《建築住宅》

### (事業所・店舗における棚等の転倒防止対策の推進)

- 大規模地震発生時に、事業所執務室の書棚や店舗の陳列棚等の転倒による人的被害を防止するため、事業所等に対する啓発活動の充実など、事業所や店舗における棚等の転倒防止対策を推進する。

[町、民間] 《建築住宅》

### (緊急輸送道路等の避難路沿道建築物の耐震化の促進)

- 救急救援活動等に必要の緊急輸送道路や避難路について、被災時において避難や救助を円滑かつ迅速に行うために沿道建築物の耐震化を促進する。

(1-1, 7-1にも記載) [国、県、町] 《建築住宅》

### 1-3) 突発的又は広域的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

#### (洪水ハザードマップの作成及び更新の促進)

- 洪水時の浸水想定区域を予め住民に周知するための洪水ハザードマップ作成及び更新の取り組みを促進する。  
【国、県、町】《危機管理》

#### (避難指示等の具体的な発令基準の策定の推進)

- 洪水時の住民の円滑かつ迅速な避難に資するため、引き続き、対象河川すべてに係る避難指示等の具体的な発令基準の策定・見直しを行い運用していく。  
【町】《危機管理》

#### (タイムラインの運用の推進)

- 災害発生の事前予測がある程度可能な台風について、とるべき防災対応を時系列に沿ってまとめたタイムライン（事前防災行動計画）の運用により、被害の最小化を図る。  
【県、町】《危機管理》

#### (治水対策の推進)

- 近年の気候の変動による局地的な大雨（いわゆるゲリラ豪雨）の急増に対処するため、重点整備区間を設定し河川改修・ダム整備等を行うなど、治水効果の早期発現を図る。  
【国、県、町】《国土保全》

#### (河川管理施設の維持管理の推進)

- 老朽化した水門・樋門等の河川管理施設について、長寿命化計画に基づき、計画的に補修・更新を行う。
- 砂防ダムについて、各設備が今後更新時期を迎えることから、ライフサイクルコストの縮減など一層の効率的な維持管理・更新を推進するため、計画的な長寿命化計画を策定し、補修・更新されるよう関係機関に要請を行う。
- 河川が有する流下能力を常に発揮できるようにするため、河積阻害の大きな要因となる河道の堆積土砂や河川支障木の除去及び経年劣化した護岸等の補強・補修について関係機関に要請を行う。  
【国、県、町】《国土保全》

#### (住宅地における内水浸水対策の促進)

- いわゆるゲリラ豪雨の頻発による道路冠水等の内水氾濫のリスク増大に対処するため、排水等の施設整備及び内水ハザードマップの作成を促進する。  
【国、県、町】《国土保全》

### 1-4) 大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生

#### (土砂災害に対する警戒避難体制の整備の推進)

- 土砂災害防止法に基づき、県が行う基礎調査の実施及び土砂災害警戒区域等の指定と土砂災害ハザードマップを連動していくとともに、土砂災害を想定した避難訓練など、警戒避難体制の整備を推進していく。  
【県、町】《危機管理／国土保全》

#### (土砂災害に係る避難指示等の発令基準の策定の推進)

- 土砂災害の発生が予想される際の円滑かつ迅速な避難を確保するため、国の避難指示等に関するガイドラインの改定に基づき改定し運用する。  
【町】《危機管理》

#### (治山施設等の土砂災害対策・災害に強い路網整備の推進)

- 治山施設や地すべり防止施設等の土砂災害対策を進めるとともに、山地災害の防止や水源の涵養など、森林の公益的機能の維持・増進を推進する。また、災害時の避難や救援等に備えた林道の耐震化・長寿命化により、災害に強い交通網の整備を促進する。  
(2-2, 6-4, 7-2, 7-4にも記載) 【県、町】《農林水産》

#### (防災施設の整備・維持管理の推進)

- 防災施設の整備について、土砂災害発生箇所への再度災害防止対策箇所などを重点的に推進する。  
(7-2にも記載) 【国、県、町】《危機管理／国土保全》

## 1-5) 暴風雪及び豪雪による重大事故や交通途絶等に伴う多数の死傷者の発生

### (豪雪災害時の災害救助法の適用の推進)

- 豪雪時における家屋倒壊を防止するため、障害物（雪）の除去など、災害救助法の適用による豪雪災害への対応を図る。  
[町] 《危機管理》

### (暴風雪時における的確な道路管理の推進)

- 暴風雪時には、豪雪対策本部または豪雪対策連絡本部を設置し、関係機関連携のもと迅速かつ的確な道路管理を行う。また、災害発生時には各道路管理者による応急復旧や道路啓開により早期に交通路を確保する必要があるため、平時から関係機関等との連携構築等を図る。  
[国、県、町] 《交通基盤》

### (道路の防雪施設等の整備・維持修繕・更新の促進)

- 各道路管理者においては、道路防災総点検を踏まえた要対策箇所を中心に、雪崩防止柵、防雪柵など必要な防雪施設の整備や流雪溝等の除排雪施設の整備を重点的に進めているが、必要箇所への対策は進捗途上にあり、気象条件の変化による新たな対策必要箇所と併せて整備を促進する。
- 豪雪時は、除排雪作業や凍結融解等により道路施設等の損傷が著しくなるため、これら施設の維持修繕・更新を促進する。  
[国、県、町] 《交通基盤》

### (道路の除雪体制等の確保の推進)

- 安定的な除雪体制を確保する上で、各管理者の財政事情や除雪作業を請け負う事業者の経営環境の悪化、除雪機械の老朽化など多くの課題があり、これらの課題を踏まえた総合的な対策を検討する。  
[国、県、町] 《交通基盤》

### (雪下ろし事故を防止するための注意喚起の推進)

- 雪下ろし中の転落事故について、引き続き積雪状況や気象の見通しに基づき、雪害事故防止の注意喚起を行う。  
[県、町] 《リスクコミ》

## 1-6) 防災意識の欠如や避難準備の不足等による多数の死傷者の発生

### (災害時における行政機関相互の通信手段の確保の推進)

- 大地震など大規模災害発生時の行政機関相互の通信手段を確保するため、県防災行政通信ネットワークの点検・訓練などを行う。  
〔3-1, 4-1, 4-3にも記載〕〔県、町〕《行政機能／危機管理》

### (災害時における住民への情報伝達体制の強化の推進)

- 災害時に、住民に対して防災情報や避難情報を迅速かつ確実に伝達する手段として非常に有効な同報系防災行政無線など情報一斉伝達システムについて適切な運用を図る。  
〔4-2にも記載〕〔町〕《行政機能／危機管理／ライフ・情報》

### (自主防災組織の育成強化等の促進)

- 災害による被害を最小限にとどめるとともに迅速な復旧復興を果すためには、住民間の地域防災活動の充実が不可欠であることから、その重要な役割を担う自主防災組織について、育成強化を促進する。
- 災害時に、自主防災組織が効果的に防災活動を行うために、防災に関する研修会や防災訓練の実施、出前講座の開催や防災資機材購入支援等を実施し、活性化を促進する。  
〔2-3, 4-2, 8-3にも記載〕〔県、町、民間〕《危機管理》

### (防災教育の充実の促進)

- 地域や自主防災組織、事業所における防災意識の向上のため、ホームページや防災ハザードマップを活用した普及啓発を促進するとともに、啓発内容の充実等を図る。
- 災害発生時に迅速な対応や被害軽減を図るため、町防災訓練や自主防災組織の活動への積極的な参加を促進し、町民の防災意識の向上を図る。  
〔県、町、民間〕《リスクコミ》

### (防災訓練の充実の促進)

- 災害発生時に迅速な初動対応により被害を最小限にとどめるためには、平常時から各種訓練を実施することが必要であることから、総合防災訓練をはじめ、より多くの町民の参加による実践的な訓練に取り組む。  
〔県、町、民間〕《リスクコミ》

### (災害時の要配慮者支援の促進)

- 避難行動要支援者の避難行動や避難生活を支援するために必要な、避難行動要支援者名簿や個別計画の作成、更新等の整備を促進する。  
〔県、町、民間〕《リスクコミ》

## 2. 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

### 2-1) 被災地での食料・飲料水、電力、燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

#### (食料等の備蓄の促進)

- 家庭における備蓄については、町民に対して食料と飲料水の備蓄を要請しており、引き続き周知のための啓発活動を行う。
- 町における備蓄については、必要物資や必要数の把握につとめ、一定量の現物備蓄を計画的に行う。  
(5-4にも記載) [県、町、民間] 《危機管理/リスクコミ》

#### (大規模災害時における広域連携の推進)

- 大規模災害時における応急体制の迅速かつ円滑な確立のため、相互応援協定等を締結している自治体との情報共有を図り、災害に備え連携を強化する。  
(3-1にも記載) [県、町、民間] 《行政機能/危機管理》

#### (支援物資の供給等に係る広域連携体制の整備の促進)

- 大規模災害時における民間事業者からの物資調達等に関する協定を締結しており、引き続き、相手方と定期的な情報交換や緊急時連絡体制の確認を行う。  
[県、町、民間] 《行政機能/危機管理》

#### (「道の駅」の防災拠点化の推進)

- 緊急輸送道路の沿線における道の駅について、大規模災害発生時に支援物資の集積場所や支援活動の拠点等として利用できるよう、防災拠点化を進める。  
[国、県、町] 《危機管理/交通基盤》

#### (災害ボランティアの受入れに係る連携体制の整備の促進)

- NPOやボランティアによる被災地支援活動の一層の充実に向け、西川町社会福祉協議会等との連携により、NPOやボランティアの受入体制の整備に向けた取り組みを促進する。  
[県、町、民間] 《危機管理/リスクコミ》

#### (緊急輸送道路等の整備・確保の推進)

- 食料・飲料水等、生命に関わる物資供給や救急救援活動、迅速な復旧復興等に必要な緊急輸送道路や避難路について、国や県、高速道路管理者と連携を図り整備を推進するとともに、無電柱化や落石等危険箇所の防災対策、橋梁の耐震補強、雪崩・防雪施設の整備、道路を跨ぐ各種施設・トンネル及びスノー（ロック）シェッドの長寿命化を推進する。  
(1-1, 2-4, 7-1, 8-4にも記載) [国、県、町] 《交通基盤》

#### (医療・社会福祉施設等における食糧等の備蓄の促進)

- 病院や高齢者福祉施設等で1日3食を提供する施設については、3日分程度の食料と飲料水の備蓄を関係機関に要請する。  
(2-4にも記載) [県、町、民間] 《保健医療・福祉》

#### (水道施設の耐震化・老朽化対策の推進)

- 水道施設については老朽化対策と併せ、耐震化を着実に進める。  
(6-2にも記載) [県、町] 《ライフ・情報》

#### (応急給水体制などの整備の促進)

- 給水拠点の確保のための緊急遮断弁、耐震性非常用貯水槽などの整備と併せ、速やかな応急給水や復旧活動のための復旧資機材及び災害時における応援協定に基づく各種関係事業者との連携した応急給水体制などの整備を進める。  
(6-2にも記載) [県、町、民間] 《ライフ・情報》

## 2-2) 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

### (孤立危険性のある集落との通信手段の確保、ヘリコプター離着陸可能場所の確保の促進)

- 孤立危険性のある集落において、道路の寸断等により孤立した場合に備えて非常用通信設備の整備を促進するとともに、急患や物資の輸送を行う際に必要となるヘリコプターの離着陸場所について引き続き確保を進める。また、孤立危険性のある集落の状況の把握に随時取り組む。

**【県、町】 《危機管理》**

### (孤立集落アクセスルートの確保の推進)

- 被災時において、孤立集落の発生を防ぐため、孤立集落へのアクセスルートにおける落石等危険箇所の防災対策工事、雪崩・防雪施設の整備、橋梁の耐震補強工事、道路を跨ぐ各種施設、トンネル及びスノー（ロック）シェッドの長寿命化を推進する。

**【国、県、町】 《交通基盤》**

### (治山施設等の土砂災害対策・災害に強い路網整備の推進)

- 治山施設や地すべり防止施設の土砂災害対策を進めるとともに、山地災害の防止や水源の涵養など、森林の公益的機能の維持・増進を推進する。また、災害時の避難や救援等に備えた林道の耐震化・長寿命化により、災害に強い交通網の整備を促進する。

**(1-4, 6-4, 7-2, 7-4にも記載) 【県、町】 《農林水産》**

## 2-3) 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

### (自衛隊・警察との連携の推進)

- 災害時の広域支援をより効果的に受け入れるため、自衛隊や警察と平常時から情報交換や訓練等を行うことにより、連携体制の強化を図る。

**【国、県、町】 《危機管理》**

### (大規模災害時の消防力の確保の促進)

- 大規模災害時には、地域の消防力の不足が懸念されるため、消防団の災害対応能力の強化に向けた恒常的な訓練及び組織間の合同訓練の充実を図る。

**【国、県、町】 《行政機能》**

### (自主防災組織の育成強化等の促進)

- 災害による被害を最小限にとどめるとともに迅速な復旧復興を果すためには、住民間の地域防災活動の充実が不可欠であることから、その重要な役割を担う自主防災組織について、育成強化を促進する。
- 災害時に、自主防災組織が効果的に防災活動を行うために、防災に関する研修会や防災訓練の実施、出前講座の開催や防災資機材購入支援等を実施し、活性化を促進する。

**(1-6, 4-2, 8-3にも記載) 【県、町、民間】 《危機管理》**

## 2-4) 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

### (緊急車両、災害拠点施設に供給する燃料の確保の促進)

- 石油及びLPGガス関係団体と締結した災害時における燃料等の供給に関する協定に基づき、優先的に供給する緊急車両や災害拠点施設等への燃料供給の確保を図る。  
(3-1にも記載) [県、町、民間] 《行政機能/危機管理》

### (医療機関での非常時対応体制の整備の促進)

- 災害発生時における医療施設内での医療活動について、停電等による医療活動の遮断を防止するため、自家発電及び燃料備蓄の施設・設備整備を進め、継続した医療提供体制の確保を促進する。  
[県、町、民間] 《保健医療・福祉》

### (町立病院での非常時対応体制の維持の推進)

- 町立病院のボイラー設備用の燃料(重油)については地下タンクに3日以上以上の備蓄をしているほか、自家発電設備(軽油)を設置して停電時の電源供給体制を整えている。また、町立病院では透析医療も実施していることから貯水槽の整備により継続して透析治療を提供できる体制を確保しており、今後とも、災害が発生した場合にも安全・信頼・高度の医療を提供するため、当該備蓄の常時維持を図る。  
[町] 《保健医療・福祉》

### (ドクターヘリの活用による救急医療体制の充実の推進)

- 災害時を含め、ドクターヘリの活用による救急医療体制の一層の充実を図るため、ランデブーポイントの確保を推進する。  
[県、町] 《保健医療・福祉》

### (医療・社会福祉施設等における食糧等の備蓄の促進)

- 病院や高齢者福祉施設等で1日3食を提供する施設については、3日分程度の食料と飲料水の備蓄を関係機関に要請する。  
(2-1にも記載) [県、町、民間] 《保健医療・福祉》

### (災害発生時を想定した社会福祉施設の体制整備の促進)

- 各社会福祉施設の防災対策について、定期的な監査等を通じ現状に合わせた防災計画の見直しについて助言・指導を行うとともに、関係機関・団体との広域的な応援協力体制を構築する。  
[県、町、民間] 《保健医療・福祉》

### (緊急輸送道路等の整備・確保の推進)

- 食料・飲料水等、生命に関わる物資供給や救急救援活動、迅速な復旧復興等に必要な緊急輸送道路や避難路について、国や県、高速道路管理者と連携を図り整備を推進するとともに、無電柱化や落石等危険箇所の防災対策、橋梁の耐震補強、雪崩・防雪施設の整備、道路を跨ぐ各種施設・トンネル及びスノー(ロック)シェッドの長寿命化を推進する。

(1-1, 2-1, 7-1, 8-4にも記載) [国、県、町] 《交通基盤》

## 2-5) 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

### (防疫対策の推進)

- 平時から、災害発生時における消毒や害虫駆除等、速やかな感染症予防対策の重要性について普及啓発を行うとともに、定期の予防接種の接種率向上に取り組み、予防できる感染症の流行への備えを推進する。

[国、県、町、民間] 《保健医療・福祉》

## 2-6) 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

### (避難所における感染症対策の推進)

- 避難所における感染症のまん延防止のため、手洗い及び手指消毒の励行、咳エチケットを徹底するとともに、トイレ等汚染の可能性のある区域を明確に区分し、生活空間の衛生の確保を推進する。

[国、県、町、民間] 《保健医療・福祉》

### 3. 必要不可欠な行政機能は確保する

#### 3-1) 町内外の行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

##### (庁舎等の耐震化・維持管理等の推進)

- 庁舎等の不特定多数が集まる町有施設については、新耐震基準により建築又は耐震改修が完了していることから、今後は西川町公共施設等総合管理計画に基づき施設の長寿命化を推進するとともに、計画的な維持管理・更新を行っていく。

(1-2にも記載) [町] 《行政機能/建築住宅》

##### (業務継続に必要な体制の整備の推進)

- 地震等の大規模災害発生時に、迅速かつ確に西川町地域防災計画に基づく応急対策業務や復旧復興業務に取り組みながら、町民生活に密着する行政サービスなど災害発生時にも必要とされる通常業務を維持するため、業務継続に必要な体制整備を進める。

[町] 《行政機能/危機管理》

##### (IT部門における業務継続体制の整備の促進)

- 非常時でも情報システムによる業務の継続性を確保するための対策を講じるとともに、訓練等により定期的に計画内容の点検・更新を行う。

[県、町] 《行政機能/ライフ・情報》

##### (災害時に防災拠点となる施設の整備の推進)

- 災害時に防災拠点となる施設の整備とともに、必要な資機材を整備し、機能の充実を図る。

(1-1にも記載) [町] 《行政機能/建築住宅》

##### (大規模災害時における広域連携の推進)

- 大規模災害時における応急体制の迅速かつ円滑な確立のため、相互応援協定等を締結している自治体との情報共有を図り、災害に備え連携を強化する。

(2-1にも記載) [県、町、民間] 《行政機能/危機管理》

##### (災害時における行政機関相互の通信手段の確保の推進)

- 大地震など大規模災害発生時の行政機関相互の通信手段を確保するため、県防災行政通信ネットワークの点検・訓練などを行う。

(1-6, 4-1, 4-3にも記載) [県、町] 《行政機能/危機管理》

##### (緊急車両、災害拠点施設に供給する燃料の確保の促進)

- 石油及びLPGガス関係団体と締結した災害時における燃料等の供給に関する協定に基づき、優先的に供給する緊急車両や災害拠点施設等への燃料供給の確保を図る。

(2-4にも記載) [県、町、民間] 《行政機能/危機管理》

## 4. 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

### 4-1) 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

(情報通信機器の利用継続が可能となる体制の整備の促進)

- 災害により電力供給が停止した事態に備え、電話事業者による非常用電源設備の整備を促進する。

**【民間】 《ライフ・情報》**

(災害時における行政機関相互の通信手段の確保の推進)

- 大地震など大規模災害発生時の行政機関相互の通信手段を確保するため、県防災行政通信ネットワークの点検・訓練などを行う。

**(1-6, 3-1, 4-3にも記載) 【県、町】 《行政機能／危機管理》**

### 4-2) テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

(災害情報伝達手段の確保の推進)

- テレビ・ラジオ放送等が中断した際にも、町民に災害情報を提供できるよう、代替手段の整備やLアラート\*、緊急速報メールの活用を促進する。また、SNS等による双方向通信機能の活用等により、効果的な情報伝達の確保を図る。

**【県、町、民間】 《行政機能／危機管理》**

※ Lアラート…

災害関連情報の発信者である県・市町村と放送事業者等をインターネット上の共通基盤で繋ぎ、地域住民に迅速かつ効率的に情報提供を実施するもの
---

(災害時における住民への情報伝達体制の強化の推進)

- 災害時に、住民に対して防災情報や避難情報を迅速かつ確実に伝達する手段として非常に有効な同報系防災行政無線など情報一斉伝達システムについて適切な運用を図る。

**(1-6にも記載) 【町】 《行政機能／危機管理／ライフ・情報》**

(自主防災組織の育成強化等の促進)

- 災害による被害を最小限にとどめるとともに迅速な復旧復興を果たすためには、住民間の地域防災活動の充実が不可欠であることから、その重要な役割を担う自主防災組織について、育成強化を促進する。

- 災害時に、自主防災組織が効果的に防災活動を行うために、防災に関する研修会や防災訓練の実施、出前講座の開催や防災資機材購入支援等を実施し、活性化を促進する。

**(1-6, 2-3, 8-3にも記載) 【県、町、民間】 《危機管理》**

### 4-3) 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

(災害情報の収集・伝達手段の確保の推進)

- 情報サービスを活用した情報収集が困難な場合でも、職員が災害現場で収集した情報等をパブリシティの活用による新聞等への掲載依頼や、避難所への情報掲出などを行い、限られた状況で収集した情報を住民に伝達する。

**【県、町、民間】 《行政機能／危機管理》**

(災害時における情報サービスが継続可能な体制及び設備の整備の促進)

- 災害時における情報収集及び情報伝達を確実にするため、情報サービス事業者等におけるBCP(業務継続計画)や災害対応マニュアルの策定、訓練の実施等を推進するとともに、設備の損壊や電力供給の停止に備えた二重化やクラウド化等によるリダンダンシーの確保を促進する。

**【町、民間】 《行政機能／危機管理／ライフ・情報》**

(災害時における行政機関相互の通信手段の確保)

- 大地震など大規模災害発生時の行政機関相互の通信手段を確保するため、県防災行政通信ネットワークの点検・訓練などを行う。

**(1-6, 3-1, 4-1にも記載) 【県、町】 《行政機能／危機管理》**

## 5. 経済活動を機能不全に陥らせない

### 5-1) サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下に伴う経済活動の停滞

(企業の事業継続計画(BCP)の策定の促進)

- 災害が発生した際に、企業が事業活動を継続し、あるいは事業の中断を余儀なくされた場合でも出来るだけ早期に復旧できるようにするため、町内企業におけるBCP策定を促進する。

**【県、町、民間】 《産業経済》**

### 5-2) エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響

(エネルギー供給事業者との連絡強化の促進)

- エネルギー供給の長期途絶を回避するため、災害時における緊急対策用燃料等の供給等に関する協定を締結している事業者との連携を強化する。

**(6-1にも記載) 【町、民間】 《ライフ・情報/産業経済》**

### 5-3) 基幹的交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

(道路施設の防災対策・耐震化・老朽化対策の推進)

- 道路施設の防災対策について、落石崩壊、岩石崩壊や雪崩などの道路防災総点検の結果に基づき、引き続き計画的に対策工事を進める。また、橋梁の耐震化についても、緊急輸送道路等の橋梁を中心に計画的に対策工事を実施する。
- 橋梁をはじめとした道路施設等の老朽化対策については、各施設の長寿命化修繕計画に基づき、計画的な維持管理・更新を実施する。

**(6-4にも記載) 【国、県、町】 《交通基盤》**

(高速道路等へのアクセス道路の整備の推進)

- 被災地や防災拠点等への速やかなアクセスを可能とする高速道路等へのアクセス道路の整備を進める。

**(8-4にも記載) 【国、県、町、民間】 《交通基盤》**

### 5-4) 食料等の安定供給の停滞

(食料等の備蓄の促進)

- 家庭における備蓄については、町民に対して食料と飲料水の備蓄を要請しており、引き続き周知のための啓発活動を行う。
- 町における備蓄については、必要物資や必要数の把握につとめ、一定量の現物備蓄を計画的に行う。

**(2-1にも記載) 【県、町、民間】 《危機管理/リスクコミ》**

(食料生産基盤の整備の推進)

- 災害が発生しても安定的に食料生産ができるよう、耐震化などの防災・減災対策を含めた農地や農業水利施設などの生産基盤の整備を推進する。

**【県、町、民間】 《農林水産》**

(食料及び生産基盤の有害鳥獣による被害防止の推進)

- 鳥獣による農作物及び生産基盤への被害防止に向け効果的な駆除や追い払い等の対策に取り組むため、電気柵をはじめとする被害防止施設の整備を推進する。

**【県、町、民間】 《農林水産》**

## 6. ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

### 6-1) 電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）や石油・LP ガスサプライチェーンの長期間にわたる機能の停止

- （エネルギー供給事業者との連携強化の促進）
- エネルギー供給の長期途絶を回避するため、災害時における緊急対策用燃料等の供給等に関する協定を締結している事業者との連携を強化する。  
〔5-2にも記載〕 [町、民間] 《ライフ・情報／産業経済》
- （再生可能エネルギーの導入拡大の促進）
- 生活・経済活動に必要なエネルギーの安定供給を確保するため、安全で持続可能なエネルギー源である再生可能エネルギーの導入拡大が必要であり、西川町地域新エネルギービジョンに基づき、家庭・事業所及び公共施設への再生可能エネルギー設備の導入を促進する。  
[国、県、町、民間] 《ライフ・情報／産業経済》

### 6-2) 上水道や農業用水、工業用水の長期間にわたる供給停止

- （水道施設の耐震化・老朽化対策の推進）
- 水道施設については老朽化対策と併せ、耐震化を着実に進める。  
〔2-1にも記載〕 [県、町] 《ライフ・情報》
- （応急給水体制などの整備の促進）
- 給水拠点の確保のための緊急遮断弁、耐震性非常用貯水槽などの整備と併せ、速やかな応急給水や復旧活動のための復旧資機材及び災害時における応援協定に基づく各種関係事業者との連携した応急給水体制などの整備を進める。  
〔2-1にも記載〕 [県、町、民間] 《ライフ・情報》
- （農業水利施設の耐震化・老朽化対策の推進）
- 基幹的な農業水利施設について、機能診断を速やかに実施し、これに基づく耐震化・老朽化対策を着実に推進する。  
[県、町、民間] 《農林水産》

### 6-3) 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

- （下水道業務継続計画（BCP）策定・施設耐震化等の推進）
- 下水道BCP及び下水道施設のストックマネジメント計画の策定を推進するとともに、下水道施設の老朽化対策と併せ、耐震化・耐水化を進める。  
[県、町] 《ライフ・情報》
- （農業集落排水施設の機能保持・老朽化対策の促進）
- 汚水排水処理施設について、災害時の停電による冠水を防止するため、非常用エンジンや自家発電機の設置を進めるとともに、機能診断の実施割合を高め適切な維持修繕を施すなど、老朽化対策を促進する。  
[県、町、民間] 《ライフ・情報／農林水産》
- （合併処理浄化槽への転換の促進）
- 下水道区域外については老朽化した単独処理浄化槽から災害に強い合併処理浄化槽への転換を引き続き促進する。  
[県、町、民間] 《ライフ・情報》

#### 6-4) 地域交通ネットワークの長期間にわたる機能停止

##### (路線バス等地域公共交通の確保の推進)

- 災害発生に伴い道路等が寸断され、バス路線等地域公共交通の運行が困難な場合、道路管理者とバス事業者との情報共有を図り、代替路線による迂回路運行を早期に行うなど臨機応変な運行を行い、地域公共交通を確保するため、平時から関係機関等との連携構築等を図る。

**【県、町、民間】 《交通基盤》**

##### (農道施設の耐震化・長寿命化対策の推進)

- 農道として管理している農道橋について、引き続き定期的な診断を実施するとともに、点検結果に基づき、施設の耐震化及び老朽化が進んだ施設の長寿命化対策を計画的に実施する。

**【県、町】 《農林水産》**

##### (治山施設等の土砂災害対策・災害に強い路網整備の推進)

- 治山施設や地すべり防止施設の土砂災害対策を進めるとともに、山地災害の防止や水源の涵養など、森林の公益的機能の維持・増進を推進する。また、災害時の避難や救援等に備えた林道の耐震化・長寿命化により、災害に強い交通網の整備を促進する。

**(1-4, 2-2, 7-2, 7-4にも記載) 【県、町】 《農林水産》**

##### (道路施設の防災対策・耐震化・老朽化対策の推進)

- 道路施設の防災対策について、落石崩壊、岩石崩壊や雪崩などの道路防災総点検の結果に基づき、引き続き計画的に対策工事を進める。また、橋梁の耐震化についても、緊急輸送道路等の橋梁を中心に計画的に対策工事を実施する。
- 橋梁をはじめとした道路施設等の老朽化対策については、各施設の長寿命化修繕計画に基づき、計画的な維持管理・更新を実施する。

**(5-3にも記載) 【国、県、町】 《交通基盤》**

## 7. 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

### 7-1) 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞等による交通麻痺

#### (緊急輸送道路等の整備・確保の推進)

- 食料・飲料水等、生命に関わる物資供給や救急救援活動、迅速な復旧復興等に必要な緊急輸送道路や避難路について、国や県、高速道路管理者と連携を図り整備を推進するとともに、無電柱化や落石等危険箇所の防災対策、橋梁の耐震補強、雪崩・防雪施設の整備、道路を跨ぐ各種施設・トンネル及びスノー（ロック）シェッドの長寿命化を推進する。

(1-1, 2-1, 2-4, 8-4にも記載) [国、県、町] 《交通基盤》

#### (緊急輸送道路等の避難路沿道建築物の耐震化の促進)

- 救急救援活動等に必要な緊急輸送道路や避難路について、被災時において避難や救助を円滑かつ迅速に行うために沿道建築物の耐震化を促進する。

(1-1, 1-2にも記載) [国、県、町] 《建築住宅》

### 7-2) ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生

#### (ため池の点検強化・ハザードマップ作成の推進)

- ため池の決壊による被害を未然に防止するため、ため池の点検を実施し、補強の必要なため池については順次整備を行う。
- 決壊すると多大な影響を与えるため池については、住民の避難に資する「ため池ハザードマップ」の作成・公表を推進する。

[県、町] 《危機管理／農林水産》

#### (治山施設等の土砂災害対策・災害に強い路網整備の推進)

- 治山施設や地すべり防止施設の土砂災害対策を進めるとともに、山地災害の防止や水源の涵養など、森林の公益的機能の維持・増進を推進する。また、災害時の避難や救援等に備えた林道の耐震化・長寿命化により、災害に強い交通網の整備を促進する。

(1-4, 2-2, 6-4, 7-4にも記載) [県、町] 《農林水産》

#### (土砂災害緊急情報など避難に資する情報伝達体制の整備の推進)

- 融雪や豪雨、巨大地震に伴う大規模地すべり等により天然ダムが形成された場合、決壊による二次災害の発生が懸念されることから、土砂災害緊急情報など避難に資する情報を、住民等に迅速に周知するための体制整備を推進する。

[国、県、町] 《危機管理／国土保全》

#### (防災施設の整備・維持管理の推進)

- 防災施設の整備について、土砂災害発生箇所の再度災害防止対策箇所などを重点的に推進する。

(1-4にも記載) [国、県、町] 《危機管理／国土保全》

### 7-3) 有害物質の大規模拡散・流出による被害の拡大

#### (有害物質の拡散・流出防止対策の推進)

- 有害物質等の公共用水域への流出若しくは地下への浸透又は大気中への放出の防止を図るため、有害物質を取り扱う施設については、法令に則った設置者の適正な維持管理の徹底を図る。

[県、町、民間] 《環境》

#### (危険物施設の耐震化の促進)

- 災害時に、屋外タンク貯蔵所等の被災により危険物が拡散し、引火などによる爆発等の二次災害の防止を図るため、耐震基準に適合しない危険物施設の耐震化を促進する。

[県、町、民間] 《環境》

## 7-4 農地・森林等の被害による国土の荒廃

### (農地・農業用施設等の保安全管理の推進)

- 農地が持つ保水効果や土壌流出の防止効果などの国土保全機能は、営農の継続により発揮されることから、農家や地域住民が共同で行う水路、農道等の保安全管理を推進する。

【県、町、民間】《国土保全／農林水産》

### (治山施設等の土砂災害対策・災害に強い路網整備の推進)

- 治山施設や地すべり防止施設の土砂災害対策を進めるとともに、山地災害の防止や水源の涵養など、森林の公益的機能の維持・増進を推進する。また、災害時の避難や救援等の備えた林道の耐震化・長寿命化により、災害に強い交通網の整備を促進する。

(1-4, 2-2, 6-4, 7-2にも記載) 【県、町】《農林水産》

### (森林の有する多面的機能の発揮の推進)

- 施業コストの低減や森林の間伐及び主伐後の再造林等の森林整備の着実な実施を図るとともに、施業の集約化を図るための条件整備、森林境界明確化、病虫獣害対策等を推進する。

【県、町、民間】《農林水産》

### (持続的な農業・林業等の生産活動の促進)

- 農業・林業等の生産活動を維持し、農地・森林等の荒廃を防ぎ、国土保全機能を適切に発揮させる。

【県、町、民間】《農林水産》

## 8. 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

### 8-1) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

#### (災害廃棄物処理体制の構築の推進)

- 災害が発生した際に、災害廃棄物の仮置場や廃棄物処理施設での処理体制の確保等をまとめた西川町災害廃棄物処理計画に基づき、災害廃棄物の適正かつ迅速な処理体制の構築を図る。

【県、町】《環境》

### 8-2) 復旧・復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

#### (建設関係団体との連携強化の推進)

- 各種建設関係団体と災害時における応急対策への支援について協定を締結しているが、大規模災害時において、建設関係事業者の広域的な応援協力による応急対策が迅速かつ効果的に行われるよう、防災訓練等を通じ一層の連携強化を図る。

【県、町、民間】《リスクコミ》

#### (復旧・復興を担う人材の育成の推進)

- 各種建設関係団体と連携し、道路啓開等の復旧・復興を担う人材（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の育成支援を行う。

【県、町、民間】《リスクコミ》

### 8-3) 地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

#### (地域コミュニティの維持の促進)

- 大規模災害時にお互いが支え合う「共助」は地域コミュニティの基盤であり、各地区と連携し、町民が主体となった地域課題解決に向けた取り組みの支援や地域の拠点づくりの支援など、地域コミュニティの維持やその活力を向上する取り組みを通して、平時から町民が互いに支え合う関係の維持や深化を図る。

【県、町、民間】《危機管理》

#### (自主防災組織の育成強化等の促進)

- 災害による被害を最小限にとどめるとともに迅速な復旧復興を果たすためには、住民間の地域防災活動の充実が不可欠であることから、その重要な役割を担う自主防災組織について、育成強化を促進する。
- 災害時に、自主防災組織が効果的に防災活動を行うために、防災に関する研修会や防災訓練の実施、出前講座の開催や防災資機材購入支援等を実施し、活性化を促進する。

(1-6, 2-3, 4-2にも記載) 【県、町、民間】《危機管理》

#### (被災者生活再建支援制度の拡充の促進)

- 大規模災害発生後、被災者が速やかに生活を再建するためには、被災者生活再建支援制度の活用が有効であり、制度の適用範囲や支給範囲について、一層の拡充に向けた取り組みを進める。

【国、県、町】《危機管理》

#### 8-4) 幹線道路等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

##### (緊急輸送道路等の整備・確保の推進)

- 食料・飲料水等、生命に関わる物資供給や緊急救援活動、迅速な復旧復興等に必要な緊急輸送道路や避難路について、国や県、高速道路管理者と連携を図り整備を推進するとともに、無電柱化や落石等危険箇所の防災対策、橋梁の耐震補強、雪崩・防雪施設の整備、道路を跨ぐ各種施設・トンネル及びスノー（ロック）シェッドの長寿命化を推進する。

(1-1, 2-1, 2-4, 7-1 にも記載) [国、県、町] 《交通基盤》

##### (高速道路等へのアクセス道路の整備の推進)

- 被災地や防災拠点等への速やかなアクセスを可能とする高速道路等へのアクセス道路の整備を進める。

(5-3にも記載) [国、県、町、民間] 《交通基盤》

##### (迅速な復興に資する地籍調査成果の利用の推進)

- 土地境界の明確化を図る地籍調査の成果は、被災後の迅速な復旧・復興に資するものであり、その更新体制の整備を図る。

[町] 《国土保全》

#### 8-5) 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失

##### (文化財の保存と担い手確保の推進)

- 文化財を通じて地域住民がふるさとへの理解を深め、文化財継承の担い手として様々な活動に主体的に参画することが、文化財と地域社会の維持発展に不可欠であり、それぞれの文化財の実情に応じた適切な保存や防災対策等を進めるとともに、担い手の確保とその育成に取り組む。

[県、町、民間] 《危機管理》

#### 8-6) 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

##### (応急仮設住宅の供給方針の整備の推進)

- 応急仮設住宅を迅速に供給するため、応急仮設住宅の建設に関する協定の締結を図り、間取りや仕様について方針を定め、有事の際の応急仮設住宅の供給を円滑化する。

[国、県、町、民間] 《建築住宅》

#### 8-7) 風評被害、生産力の回復遅れ等による地域経済等への甚大な影響

##### (風評被害等の防止に向けた正確な情報の発信の推進)

- 災害についての正確な被害情報等を収集し、正しい情報を適時かつ的確に提供することにより地理的な誤認識や危険性に対する過剰反応等による風評被害を防ぐため、観光地に関する定期的な情報発信を行うなど、平時から関係機関等との連携を図る。

[県、町、民間] 《産業経済》